

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ					
1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生					
1	1-1-1	市街地の防災性向上	○災害に強いまちづくりに向け、密集市街地の改善等、市街地の防災性を高める必要がある。	住宅・建築物の耐震化等の促進	○災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改修事業、空き家再生等推進事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備事業等を推進する。
2	1-1-2	住宅・建築物の耐震化等の促進	○住宅・建築物の耐震改修の進捗が停滞していることから、地震による被害が大規模となる危険性のある住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の実施を促進する必要がある。	住宅・建築物の耐震化等の促進	○住宅・建築物の耐震化の促進のため、耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を一層推進する。
3	1-1-3	住宅・建築物の耐震化等の促進	○住宅・建築物の耐震改修が困難な場合であっても、災害時に生命・身体に及ぶ危険性を低減することができるよう、住宅・建築物内の部分的な対策の実施を促進する必要がある。	住宅・建築物の耐震化等の促進	○住宅耐震化対策の補完として、耐震化できない住宅等の減災化を促進するため、防災ベッド、耐震シェルター等の設置費助成事業や防災ベッドの貸出事業に取り組む。
4	1-1-4	保育所、幼稚園等の老朽化対策	○公立保育所の耐震化は全て完了しているものの、多くの公立保育所及び私立幼稚園では老朽化が進んでいることから、施設利用者の安全を確保するため、施設管理者等による適切な維持管理、保全を実施する必要がある。	住宅・建築物の耐震化等の促進	○老朽化が進む私立幼稚園等について、国が推進する認定こども園化の動きに合わせて施設整備補助を実施することにより、施設の大規模改修、建て替え及び設備の更新を支援する。また、老朽化が進む公立保育所は大規模な園が多く、大規模改修や建て替えの早期対応が困難なことから、私立の小規模保育事業、保育所、認定こども園等への施設整備補助を実施することで保育所機能の分散を図る。
5	1-1-5	地区集会所等の耐震化	○有事の際に身近な場所において地域住民の安心・安全を確保するため、集会所等のコミュニティ施設に一時避難所としての機能を付加する必要がある。	住宅・建築物の耐震化等の促進	○地域活動をはじめ自主防災活動の拠点となる町内会・自治会の集会所について、地域の状況に応じて施設整備の際に、一時避難所としてもらえるよう補助金等の支援を行い、地域における災害対応能力の向上を図る。
6	1-1-6	ブロック塀等の耐震化	○基準に適合しておらず、地震時に倒壊の危険性のあるブロック塀の改善を促進する必要がある。	住宅・建築物の耐震化等の促進	○基準に適合していないブロック塀は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす危険性があるため、通学路沿いのブロック塀の危険性の周知を図るとともに、補助事業の利用による改修を促進する。
7	1-1-7	市有施設の耐震化等	○庁舎は、地震後においても防災拠点としての機能を確保する観点から対策を検討する必要がある。	市有施設の耐震化等	○防災拠点である庁舎は、地震後に事業を継続できるよう、さらなる耐震補強等を検討する。
8	1-1-8	市有施設の耐震化等	○市有施設の小規模部材（照明等）や擁壁の耐震化、既存不適格のエレベーターの安全確保を早期に図るほか、法改正等に基づき、耐震改修が必要な施設（エレベーター等）の調査を実施し、改修を行う必要がある。	市有施設の耐震化等	○避難所等となる公共施設（公民館多目的室、市民館体育室）の小規模部材（照明等）や擁壁、エレベーター等の耐震化の早期完了を図る。
9	1-1-9	不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進	○不特定多数の者が利用する建築物等は被害の拡大が懸念されることから、安全性を高める必要がある。	不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進	○県と連携を図りながら耐震化の必要性の啓発に取り組むほか、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を一層推進する。
10	1-1-10	交通施設等における脆弱性の解消	○避難や防災活動への支障の発生を抑制するため、倒壊の危険性が懸念される住宅・建築物の除却を図る必要がある。	交通施設等における脆弱性の解消	○倒壊等による交通施設の閉鎖の防止や避難通路の確保をするため、住宅の除却補助の利用促進を図る。
11	1-1-11	交通施設等における脆弱性の解消	○災害時における緊急車両等の通行を確保するため、道路構造物や付属物等の耐震性を高める必要がある。	交通施設等における脆弱性の解消	○交通施設等について、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、耐震化や除却等を促進する。また、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに、重量を違法に超過した大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を図る。
12	1-1-12	交通施設等における脆弱性の解消	○災害時における交通機能を確保するため、狭あい道路整備事業を推進する必要がある。	交通施設等における脆弱性の解消	○災害時における交通機能を確保するため、狭あい道路整備事業を推進する。
13	1-1-13	電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等	○大規模地震時の被害を抑制するため、無電柱化、大規模盛土造成地の対策を進める必要がある。	電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等	○大規模地震発生時に被害を受けやすい大規模盛土造成地については、大規模盛土造成地の変動予測調査等を行い、南海トラフ地震等による宅地の滑動崩落の防止・軽減対策の促進を図る。また、電柱の倒壊を防ぐため、緊急輸送道路を中心に、無電柱化の推進を図る。

全体番号	整理番号(R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
14	1-1-14	ため池の耐震化	○ため池の耐震改修を推進するとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる必要がある。	ため池の耐震化	○ため池の耐震改修を推進するとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる。
15	1-1-15	災害対応能力の向上	○災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、防災関係機関等の災害対応能力の向上を図る必要がある。	災害対応能力の向上	○災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実動訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応能力の向上を図る。
16	1-1-16	消防団員の加入促進	○近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員確保の困難性が高まっていることから、加入促進を図る必要がある。	消防活動体制の整備	○近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員の確保が難しい状況にあるため、消防団員の活動の見直し、加入促進事業等を継続するほか、団員確保のために、さらに魅力ある消防団づくりを行う。
17	1-1-17	関係機関との連携強化	○大規模地震発生時に、関係機関（自衛隊、警察、消防等）と連携を図ることができる体制の整備が必要である。	関係機関との連携強化	○大規模地震発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同の訓練や情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る。
18	1-1-18	地域防災力の強化	○各家庭における自助の取り組みを促進するため、情報発信等による啓発を行う必要がある。	地域防災力の強化	○地震・津波から自分の命を守るために、耐震対策、家具固定、避難の重要性等の啓発を行い、各家庭における防災・減災対策を促進する。
19	1-1-19	地域防災力の強化	○市民に対する防災意識の啓発を継続的に行うとともに、より多くの市民に防災意識を浸透させるための方策の検討が必要である。	地域防災力の強化	○防災まちづくり講演会や防災講話等を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を継続する。また、防災に対する意識の高い方以外への効果的な受講啓発の方法を検討する。
20	1-1-20	地域防災力の強化	○災害時に応急手当による対応を行うことができる人材を育成するため、より多くの市民等が救命講習を受講するよう啓発を行う必要がある。	地域防災力の強化	○災害時の救命率を高めるため、市民等に対して開催している救命講習について、受講者の増加、年齢層拡大を図る方法を検討する。
21	1-1-21	小中学校等における避難訓練・防災教育等	○日常的に多数の児童・生徒が滞在する学校や保育所等における災害時の対応力の強化を図る必要がある。	小中学校等における避難訓練・防災教育等	○教員・児童生徒の危機意識や判断力を高めるため、避難経路の不通、負傷者が多数発生した状況等を想定した実動訓練の実施等、訓練の充実を図る。
22	1-1-22	小中学校等における避難訓練・防災教育等	○日常的に多数の児童・生徒が滞在する学校や保育所等における災害時の対応力の強化を図る必要がある。	小中学校等における避難訓練・防災教育等	○実際の大地震に遭遇した際、様々な場面でどのように行動したらよいかといった子ども自身が考える取り組みの充実を図る。
1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生					
23	1-2-1	火災に強いまちづくり等の推進	○市街地や工業地域において火災が発生した場合に延焼防止効果を有する緑地帯を不足箇所に整備する必要がある。また、地震・火災の際に一時避難場所となり、救助活動や復旧・復興の拠点となる公園緑地の整備が必要である。	火災に強いまちづくり等の推進	○延焼を防止・軽減する緑地帯や、地震や火災の際の安全な一時避難場所となる公園緑地の整備を推進する。
24	1-2-2	火災に強いまちづくり等の推進	○火災発生時の類焼を防止・抑制し、消防車・救急車等の緊急車両の通行を確保するため、狭い道路の改善を図る必要がある。	火災に強いまちづくり等の推進	○火災が起きた際の類焼の防止・軽減や消防車・救急車等の緊急車両の通行の確保、また、交通弱者の安全面性向上のため、狭い道路の解消を図る。
25	1-2-3	火災に強いまちづくり等の推進	○大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地において、老朽建築物対策を推進する必要がある。また、災害時の避難場所や延焼遮断空間として機能する公共空間の確保等、火災に強いまちづくりを推進する必要がある。	火災に強いまちづくり等の推進	○大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地において、老朽建築物の除却や小規模な道路整備等により、解消に向けた取り組みを進める。解消に至らない場合においても、延焼防止効果のある道路や緑地、公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等を推進する。また、災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業を促進する。さらに、火災被害の拡大を防ぐため、市街化区域内においては、オープンスペースを有する公園緑地の整備を推進する。
26	1-2-4	火災に強いまちづくり等の推進	○大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地において、老朽建築物対策を推進する必要がある。また、災害時の避難場所や延焼遮断空間として機能する公共空間の確保等、火災に強いまちづくりを推進する必要がある。	火災に強いまちづくり等の推進	○避難場所及び一時避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を進める。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
27	1-2-5	火災に強いまちづくり等の推進	○大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地において、老朽建築物対策を推進する必要がある。また、災害時の避難場所や延焼遮断空間として機能する公共空間の確保等、火災に強いまちづくりを推進する必要がある。	火災に強いまちづくり等の推進	○住宅火災を予防するため、住宅防火診断の拡充や住宅用火災警報器の普及促進・条例適合を推進する。
28	1-2-6	水利確保や火災予防・被害軽減のための取り組みの推進等	○災害時に水道施設が損傷した場合にも利用可能な水利を確保する必要がある。	水利確保や火災予防・被害軽減のための取り組みの推進等	○民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取り組みを推進する。
29	1-2-7	水利確保や火災予防・被害軽減のための取り組みの推進等	○密集市街地等の大規模火災や地震時に大きな被害が想定される地域において、建築物や道路、公園等の整備を行い、計画的にリスクの解消を図る必要がある。	水利確保や火災予防・被害軽減のための取り組みの推進等	○大規模火災のリスクが高く、地震時等に著しく危険な密集市街地において、道路・公園等の整備、老朽建築物の除却や建て替え、不燃化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。
30	1-2-8	災害対応能力の向上	○大規模火災発生時の災害現場において人命を守るため、防災関連機関等の災害対応能力を高めるとともに、体制を強化する必要がある。	災害対応能力の向上	○大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の広域的な連携を推進するとともに、災害警備訓練等の被災者救助、捜索関係施策を推進する。
31	1-2-9	災害対応能力の向上	○大規模火災発生時の災害現場において人命を守るため、防災関連機関等の災害対応能力を高めるとともに、体制を強化する必要がある。	災害対応能力の向上	○災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実動訓練等によるオペレーション計画の充実等により、防災関係機関等の災害対応能力の向上を図る。
32	1-2-10	情報通信関係施策の推進	○生命・身体を守る避難を促すため、確実な情報伝達を行う必要がある。	情報通信関係施策の推進	○逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNS等のICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。
33	1-2-11	空き家の適正管理の推進	○管理不全となっている空き家等が被害の拡大の原因となる危険性があることから、所有者に対して適正管理を促す必要がある。	空き家の適正管理の推進	○管理不全となっている空き家等について、所有者等による適正な管理が行われるよう空き家等の対策の推進を図る。
34	1-2-12	災害に強い消防水利の確保	○災害時に防火水槽を使用できるよう、耐震性の強化を図る必要がある。	消防活動体制の整備	○市内にある防火水槽には老朽化が進んでいるものがあり、災害時には使用不能となるおそれがあることから、計画的に耐震性防火水槽への更新を図る。
35	1-2-13	消防活動体制の整備	○大規模地震災害等の過酷な災害現場における救助活動能力を高めるため、関係機関の連携や設備の充実強化等、消防活動体制を整備する必要がある。	消防活動体制の整備	○大規模地震災害等の過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制や装備資機材、訓練環境等のさらなる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。
36	1-2-14	消防活動体制の整備	○消防団、自主防災組織の充実強化等を図る必要がある。	消防活動体制の整備	○消防団、自主防災組織の充実強化等を、ハード対策・ソフト対策の組み合わせによって横断的に進める。
37	1-2-15	消防活動体制の整備	○防災拠点となる公共施設等の防災機能の強化、常備消防力の強化を進める必要がある。	消防活動体制の整備	○高機能消防指令センターや耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進める。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進める。
38	1-2-16	消防団員の確保	○近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員確保の困難性が高まっていることから、加入促進を図る必要がある。	消防活動体制の整備	○近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員の確保が難しい状況にあるため、消防団員の活動の見直し、加入促進事業等を継続するほか、団員確保のために、さらに魅力ある消防団づくりを行う。
39	1-2-17	消防活動体制の整備	○消防団の充実強化を図るため、消防団詰所・車庫の機能強化を図る必要がある。	消防活動体制の整備	○消防団詰所・車庫は、建物の耐震化対策、待機空間の確保等、活動環境の整備を行うとともに、装備品の充実等消防団の充実強化を図る。
40	1-2-18	消防団等の充実強化の促進等	○災害時は公助の手が回らない可能性があるため、消防団や住民・企業等によって自発的に防災活動が行われる体制を構築する必要がある。	消防団等の充実強化の促進等	○災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進する。
41	1-2-19	農業用燃料タンクの流出防止対策の推進	○農業用燃料タンクの燃料流出による二次災害の発生を未然に防ぐため、流出防止対策を推進する必要がある。	農業用燃料タンクの流出防止対策の推進	○農業用燃料タンクの流出及び燃料流出防止対策を促進する。
42	1-2-20	住宅・建築物の耐震化等の促進	○住宅・建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発も含め、耐震対策を推進する必要がある。	住宅・建築物の耐震化等の促進	○住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建て替え促進を含め、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助等を一層推進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を推進する。
43	1-2-21	公共施設等の耐震化の推進・促進	○公共施設の耐震化や老朽化対策を推進する必要がある。	公共施設等の耐震化の推進・促進	○公共施設について耐震強度を把握し、必要に応じて耐震強化を図る。また、天井等非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を必要に応じて実施する。

■推進方針一覧表

全体番号	整理番号(R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
44	1-2-22	自主防災組織の充実強化	○災害時に自主防災組織が有効に活動できるよう、充実強化を図る必要がある。	自主防災組織の充実強化	○防災意識啓発を始め、防災リーダーの育成、自主防災活動に対する指導・支援、防災資機材等の整備に対する助成等、自主防災組織の充実強化を図る。
45	1-2-23	電気火災対策の促進	○地震による火災の発生を抑えるため、電気火災対策を促進する必要がある。	感震ブレーカー等の普及	○地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。
46	1-2-24	災害対応能力の向上	○災害に強い道路交通環境の整備や、被災後における道路の通行可否情報の効率的な収集等、道路・交通の災害対応能力の向上を図る必要がある。	災害対応能力の向上	○道路橋りょうの耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土補強、液状化対策、無電柱化等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備、官民の自動車プローブ情報を融合し、活用するシステムの運用等を進める。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用に加え、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備・訓練する。
47	1-2-25	消防水利の確保	○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、新たに消防水利を確保する必要がある。	消防水利の確保	○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備、持続可能な地下水の保全と利用の検討を進める。
1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生					
48	1-3-1	津波防災地域づくり	○津波に対する防災性を高めるため、ハード対策・ソフト対策の両面から津波防災地域づくりを進める必要がある。	津波防災地域づくり	○地域の実情に合った避難方法の構築や、津波ハザードマップの作成・見直し、土地利用のあり方の検討、防災気象情報の利活用等、ハード対策とソフト対策を組み合わせた津波防災地域づくりを進める。
49	1-3-2	市民等への意識啓発	○津波災害警戒区域内に立地する避難促進施設の避難体制を整備する必要がある。	市民等への意識啓発	○津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。
50	1-3-3	住宅・建築物の耐震化等の促進	○住宅・建築物や学校施設の耐震化等、地震に対する防災性を高める必要がある。	住宅・建築物の耐震化等の促進	○住宅・建築物の耐震化を促進するとともに、学校施設の長寿命化計画に基づいて改修を行うほか、計画的に建て替えを行う。
51	1-3-4	南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討	○南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について検討する必要がある。	南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討	○南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について検討する。
52	1-3-5	海岸防災林の機能の維持・向上	○飛砂防備や潮害防備、津波に対する減勢効果を有する緩衝緑地の機能の維持・向上を図る必要がある。	海岸防災林の機能の維持・向上	○緩衝緑地については、飛砂防備や潮害防備とともに津波に対する減勢効果を持つことから、その機能の維持・向上を図る。
53	1-3-6	海岸保全施設等の整備	○津波等による浸水を防ぐため、堤防等の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。	海岸保全施設等の整備	○津波等による浸水を防ぐため、海岸堤防、防潮堤、樋門及び河川堤防等の耐震化等を推進する。また、津波が堤防を越えた場合にも流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進するとともに、適切に維持管理を行う。また、海岸堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する。
54	1-3-7	河川・海岸の水門・雨水ポンプ場・排水機場等の耐震化の推進	○河川の河口部や海岸にある水門や排水機場等の耐震化を図る必要がある。	河川・海岸の水門・雨水ポンプ場・排水機場等の耐震化の推進	○河川の河口部や海岸にある水門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する。
55	1-3-8	水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進	○津波襲来時における水門等操作従事者の安全確保及び確実な操作のための対策を講じる必要がある。	水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進	○津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する。
56	1-3-9	地盤高の嵩上げ・液状化対策	○津波浸水や液状化による被害が想定される箇所において、被害を軽減する対策を検討する必要がある。	地盤高の嵩上げ・液状化対策	○津波浸水や液状化による被害が想定される箇所について、地盤高の嵩上げや液状化対策を促進する。
57	1-3-10	環境保全林の機能の維持・向上	○臨海部の道路や工場から内陸部の居住ゾーンへの環境影響を緩衝するとともに津波の減勢効果を有する環境保全林の機能の維持・向上を図る必要がある。	環境保全林の機能の維持・向上	○環境保全林については、臨海部の道路や工場から内陸部の居住ゾーンへの環境影響を緩衝するとともに、津波に対する減勢効果を持つことから、その機能の維持・向上を図るため、継続的な保育や整備を実施する。
58	1-3-11	避難体制の整備	○災害時に市民が適切に避難行動をとることができるよう、避難情報についての周知・啓発を行う必要がある。	避難体制の整備	○避難情報に基づく適切な避難行動をとることができるよう、避難情報の判断を迅速に行うとともに、市民の危機意識を高めるための体制を整備する。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
59	1-3-12	情報通信手段の多重化	○より多くの市民へ災害情報を確実に伝達できるよう、現状において整備されている防災カメラ・防災行政無線、デジタル無線・衛星携帯電話、メール配信システムに加えてさらなる情報収集・伝達手段を整備する必要がある。また、避難行動要支援者への情報伝達の方法を検討する必要がある。	情報通信手段の多重化	○災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するため、情報通信手段の多重化を図るとともに、定期的に訓練等を実施する。また、避難行動要支援者の対応等も併せて検討する。
60	1-3-13	情報通信関係施策の推進	○生命・身体を守る避難を促すため、確実な情報伝達を行う必要がある。	情報通信関係施策の推進	○逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNS等のICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。
61	1-3-14	津波ハザードマップ等の普及・啓発	○県が指定した津波災害警戒区域を踏まえ、津波ハザードマップ等を修正する必要がある。	津波ハザードマップ等による普及・啓発	○津波ハザードマップについて、定期的な更新や配布による普及啓発を図る。
62	1-3-15	避難場所・避難路等の整備	○浸水・津波災害が生じるおそれがある地域について、避難場所の確保と整備、津波一時避難ビルの指定を進めるとともに、避難誘導灯や避難案内看板等を整備する必要がある。	避難場所・避難路等の整備	○浸水・津波災害が生じるおそれがある地域については、既存のビル、地形を活かした高台等を避難場所として確保するとともに、津波避難所等の整備、津波一時避難ビルの指定を進める。また、避難路や避難誘導灯の整備、標高標示板の設置、わかりやすい避難案内看板等を整備する。
63	1-3-16	避難体制の整備	○被害想定を踏まえて避難経路・避難方法を検討するとともに、避難行動要支援者等の避難についても検討する必要がある。	避難場所・避難路等の整備	○避難に際しては、夜間時や液状化等を考慮して徒歩による避難を前提に、避難経路・避難方法を検討し、実行できる環境を整えるとともに、自力徒歩で避難することが難しい避難行動要支援者等が避難する場合等、自動車による避難も検討する。
64	1-3-17	海岸施設等の安全確保	○海岸・河川沿いに立地する施設等に係る避難体制整備及び避難施設の確保が必要である。	海岸施設等の安全確保	○海岸・河川沿いに立地する施設等については、避難場所及び避難経路を確保し、避難誘導看板を設置するとともに、有効な情報伝達手段を検討し、迅速かつ確かな避難・誘導体制を構築する。
65	1-3-18	避難行動要支援者の避難体制の整備	○避難行動要支援者の避難体制の整備に向けて、避難行動要支援者を把握するため、避難行動要支援者名簿への登録の周知を図る必要がある。	避難行動要支援者の避難体制の整備	○自ら情報の受け取りが困難な方や避難の支援が必要な方等、避難行動要支援者の避難体制の整備を図る。また、避難行動要支援者名簿への登録が必要な方に対する周知を行う。併せて、避難支援者の設定がされていない方への支援方法を検討する。
66	1-3-19	輸送ルートの確保対策等	○緊急輸送道路に指定されている道路の整備にあたっては、防災面に配慮した道路構造とする必要がある。また、緊急輸送道路が通行不可となった場合の代替路線の確保を検討する必要がある。	輸送ルートの確保対策等	○緊急輸送道路として指定されている幹線道路等の未整備区間について、整備を推進するとともに、無電柱化等の防災面に配慮した道路構造を検討する。また、代替路線となる地域の補助幹線道路等についても、東海市幹線道路網整備計画等を基に、必要な追加路線等の検討を進め、整備を推進する。
67	1-3-20	輸送ルートの確保対策等	○災害時に物資輸送車両を適切に誘導する必要がある。	輸送ルートの確保対策等	○災害時に物資輸送車両を適切に誘導できるよう、施設案内標識を設置する。
68	1-3-21	関係機関との連携強化	○大規模津波等発生時に、関係機関（自衛隊、警察、消防等）と連携を図ることができる体制の整備が必要である。	関係機関との連携強化	○大規模津波等発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同の訓練や情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る。
69	1-3-22	防災訓練及び防災教育等の推進	○学校や職場、地域の自治組織等を通じ、自助意識を高める必要がある。	防災訓練及び防災教育等の推進	○身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を実施するほか、地区防災計画の策定を行う。
70	1-3-23	防災訓練及び防災教育等の推進	○災害時に応急手当による対応を行うことができる人材を育成するため、より多くの市民等が救命講習を受講するよう啓発を行う必要がある。	防災訓練及び防災教育等の推進	○災害時の救命率を高めるため、市民等に対して開催している救命講習について、受講者の増加、年齢層拡大を図る方法を検討する。
71	1-3-24	小中学校等における避難訓練・防災教育等	○津波による被害が想定される地域にある保育所等の防災力を強化する必要がある。	小中学校等における避難訓練・防災教育等	○非常時の園児の安全確保のため、定期的な訓練の実施や地域との連携、職員の意識向上を図る。
72	1-3-25	小中学校等における避難訓練・防災教育等	○日常的に多数の児童・生徒が滞在する学校や保育所等における災害時の対応力の強化を図る必要がある。	小中学校等における避難訓練・防災教育等	○教員・児童生徒の危機意識や判断力を高めるため、避難経路の不通、負傷者が多数発生した状況等を想定した実動訓練の実施等、訓練の充実を図る。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
73	1-3-26	小中学校等における避難訓練・防災教育等	○日常的に多数の児童・生徒が滞在する学校や保育所等における災害時の対応力の強化を図る必要がある。	小中学校等における避難訓練・防災教育等	○実際の大地震に遭遇した際、様々な場面でのように行動したらよいかといった子ども自身が考える取り組みの充実を図る。
1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)					
74	1-4-1	ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進	○浸水被害に対する防災性を高めるため、ハード対策・ソフト対策の組み合わせによって総合的に対策を進める必要がある。	ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進	○河川・海岸堤防と水門等の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、天端舗装や法尻補強等の堤防強化、洪水調節施設・排水機場の整備や機能強化を進めるとともに、排水機場や管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の各種ハザードマップの作成、情報伝達体制の強化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた施策を推進する。
75	1-4-2	ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進	○津波・洪水・高潮による広域的な浸水等を防ぐため、海岸保全施設、河川管理施設等を適切に整備・維持管理・更新する必要がある。	ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進	○津波・洪水・内水・高潮による広域的な浸水等を防ぐため、海岸保全施設、河川管理施設等を長寿命化計画等に基づき、適切に整備・維持管理・更新する。
76	1-4-3	ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進	○市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、総合的な治水対策を進める必要がある。	ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進	○市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、雨水貯留浸透施設等の整備により、その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させるなど、総合的な治水対策を推進する。
77	1-4-4	河川・海岸堤防等の耐震化等の推進	○河川・海岸の堤防、水門、雨水ポンプ場・排水機場等が地震後も機能するように対策を講じる必要がある。	河川・海岸堤防等の耐震化等の推進	○河川・海岸の堤防、水門・雨水ポンプ場、排水機場等の耐震化、老朽化対策等を推進する。
78	1-4-5	河川の改修	○河川整備計画に基づき、河川改修を進める必要がある。	河川の改修	○河川整備計画に基づき、河川改修を進める。
79	1-4-6	浸水対策施設の整備	○堤防背後地の被害が想定される箇所の浸水対策を行う必要がある。	浸水対策施設の整備	○沿岸地域においては、堤防後背地の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ、雨水ポンプ場、排水機場等の整備等の浸水対策を進める。
80	1-4-7	排水施設の整備	○浸水被害の防止を図るため、雨水施設を効率的に整備する必要がある。また、市内の主要な農業用排水機場の改修を進める必要がある。	排水施設の整備	○雨水ポンプ場、雨水幹線及び雨水貯留施設等の雨水施設の効率的な整備を行う。また、主要な農業用排水機場の改修を進めるとともに、耐震化を図る。
81	1-4-8	排水施設の整備	○老朽化したポンプ設備の整備・更新を進める必要がある。	排水施設の整備	○経年により老朽化したポンプ設備について、計画的な整備・更新を進める。
82	1-4-9	排水施設の整備	○被災後においても排水機能を維持するため、農業用排水施設における防災機能の強化を図る必要がある。	排水施設の整備	○地震後の地域の排水機能を確保するため、農業用排水施設の改修、統廃合を進めるとともに、耐震化を図る。また、農業排水路の整備を推進する。
83	1-4-10	排水施設の整備	○災害時における緊急輸送道路等の円滑な通行を確保するため、交通障害を防止する対策を行う必要がある。	排水施設の整備	○耐震性能のある管渠の整備を行うとともに、管渠の老朽化対策及び液状化によるマンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
84	1-4-11	ため池の耐震化	○市内の農業用ため池のうち下流に住宅が立地する箇所について、決壊による被害を防止する対策を行う必要がある。	ため池の耐震化	○ため池の耐震改修を推進するとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる。
85	1-4-12	水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進	○津波の到達時間が短い地域等における河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化、遠隔操作化を推進する必要がある。	水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化の推進	○津波の到達時間が短い地域等における、河川・海岸の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する。
86	1-4-13	浸水想定区域の指定・見直し	○洪水等からの円滑かつ迅速な避難を促進するための情報提供や意識啓発を行う必要がある。	浸水想定区域の指定・見直し	○最大規模の洪水・内水・高潮に係る浸水想定区域図等を作成・公表すること等により、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。
87	1-4-14	気候変動を踏まえた水害対策	○近年、全国各地で懸念される降雨量の増加等による水害の頻発化・激甚化に対応するための対策を進める必要がある。	気候変動を踏まえた水害対策	○近年、全国各地で豪雨等による水害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水害対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する。
88	1-4-15	情報通信関係施策の推進	○生命・身体を守る避難を促すため、確実な情報伝達を行う必要がある。	情報通信関係施策の推進	○逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNS等のICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。
89	1-4-16	情報通信関係施策の推進	○住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にするため、避難情報及び災害発生情報等を適切に提供する必要がある。	情報通信関係施策の推進	○避難情報及び災害発生情報等避難情報に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。
90	1-4-17	情報通信関係施策の推進	○逃げ遅れの発生等を防止するため、情報通信関係施策を推進する必要がある。	情報通信関係施策の推進	○Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化等の情報通信関係施策を推進し、住民への適切な災害情報の提供により、逃げ遅れの発生等を防止する。
91	1-4-18	避難体制の整備	○災害時に市民が適切に避難行動をとることができるよう、避難情報についての周知・啓発を行う必要がある。	避難体制の整備	○避難情報の判断基準を必要に応じて見直し、平常時から市民に対して周知を行い、適切な避難行動をとることができるよう啓発を行う。
92	1-4-19	市民等への意識啓発	○近年、各地で多発する集中豪雨や大型化する台風による浸水被害が懸念されることから、危険性について周知・啓発を図る必要がある。	市民等への意識啓発	○洪水及び高潮については、県から公表された浸水想定区域図に基づき、ハザードマップを作成・配布することによって周知を行う。また、内水については市が検討を行い、結果を踏まえてハザードマップを作成・配布することによって周知を行う。
93	1-4-20	市民等への意識啓発	○近年、各地で多発する集中豪雨や大型化する台風による浸水被害が懸念されることから、危険性について周知・啓発を図る必要がある。	市民等への意識啓発	○講演会や防災教育等の実施、地域防災センターでの体験学習の開催により、市民一人ひとりの災害への備えを促進する。
94	1-4-21	市民等への意識啓発	○高潮浸水想定区域や洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する必要がある。	市民等への意識啓発	○高潮浸水想定区域や洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。
95	1-4-22	耐震化・液状化対策等の推進	○河川・海岸堤防等の防災インフラについて、耐震化・液状化対策等を推進する必要がある。	耐震化・液状化対策等の推進	○大規模地震想定地域等における河川・海岸堤防等の防災インフラについては、生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策を進めるとともに、津波被害リスクが高い河川・海岸において、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化の整備を推進する。

全体番号	整理番号(R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
96	1-4-23	迅速な復旧に向けた取り組みの推進	○防災インフラを速やかに復旧するため、応援体制や人材確保等を進める必要がある。	迅速な復旧に向けた取り組みの推進	○災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保を進める。
97	1-4-24	関係機関における円滑な情報共有	○国の動向等を踏まえ、関係機関において円滑な情報共有を図る必要がある。	関係機関における円滑な情報共有	○国によるSIP4D、災害情報ハブ等の取り組みを踏まえ、関係機関における情報共有を円滑に進める。
98	1-4-25	山地災害対策の推進	○山地災害が発生するリスクの高い箇所を把握し、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策を実施する必要がある。	山地災害対策の推進	○森林の適正な管理を推進する。山地災害については、発生のおそれの高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施を進める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かすグリーンインフラとしての効果が発揮されるよう考慮しつつ取り組みを推進する。
99	1-4-26	ハード対策・ソフト対策等を総合した対応策の推進	○ため池の損失や機能不全を防ぐため、ハード対策・ソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。	ハード対策・ソフト対策等を総合した対応策の推進	○ため池の耐震化等について、国・県・地域住民・施設管理者等が連携し、ハード対策・ソフト対策を適切に組み合わせた対策を進める。
100	1-4-27	ハード対策・ソフト対策等を総合した対応策の推進	○効率的な点検・診断による施設管理を推進する必要がある。	ハード対策・ソフト対策等を総合した対応策の推進	○施設管理については、より効率的な点検・診断を推進する。また、地域特性を踏まえた予防保全型のアセットマネジメントシステムを活用するとともに、地図情報・防災情報等の多様なデータを管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用する。
101	1-4-28	消防団等の充実強化の促進等	○複合災害・二次災害に対応するため、消防団等の充実強化を促進する必要がある。	消防団等の充実強化の促進等	○災害対応機関等の災害対応能力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する。
102	1-4-29	防災訓練及び防災教育等の推進	○学校や職場、地域の自治組織等を通じ、自助意識を高める必要がある。	防災訓練及び防災教育等の推進	○身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を実施するほか、地区防災計画の策定を行う。
103	1-4-30	地籍整備の促進	○災害後に円滑な復旧・復興を行うため、地籍整備を推進し、土地境界等を明確にする必要がある。	地籍整備の促進	○災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にすることが重要であるため、地籍調査等による地籍整備を推進する。
104	1-4-31	関係機関との連携強化	○大規模水害等発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同の訓練や情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る必要がある。	関係機関との連携強化	○大規模水害等発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同の訓練や情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る。
1-5 大規模な土砂災害(土砂・洪水氾濫など)等による多数の死傷者の発生					
105	1-5-1	土砂災害防止施設の整備促進	○広域的に発生する土砂災害に対する防災性を高めるため、ハード対策・ソフト対策の組み合わせによって総合的に対策を進める必要がある。	土砂災害防止施設の整備促進	○広域的に同時多発する土砂災害に対しては、人的被害を防止するため、ハード対策として土砂災害防止施設の整備を着実に進めるとともに、ソフト対策として、土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練をはじめとする啓発活動により、平常時及び異常気象時における土砂災害の危険性について、住民への周知を図る。
106	1-5-2	大規模盛土造成地の活動崩落の防止・軽減対策の促進	○大規模盛土造成地における大規模地震時の被害拡大を抑制する必要がある。	大規模盛土造成地の危険箇所の把握と整備促進	○大規模盛土造成地の変動予測調査等を行い、南海トラフ地震等による宅地の活動崩落の防止・軽減対策の促進を図る。
107	1-5-3	山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応	○森林の整備にあたり、必要に応じて森林被害の防止対策を図るとともに、自然と共生した森林づくりを図る必要がある。	山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応	○森林の整備にあたっては、必要に応じて森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを図る。
108	1-5-4	山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応	○農業水利施設の防災対策や保安林の保全を図る必要がある。	山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応	○基幹的水利施設をはじめとする農業水利施設の耐震化等や保安林の維持・造成に必要な対策を進める。
109	1-5-5	警戒避難体制の充実強化	○災害リスクの高いエリアにおける住宅・建築物の立地を抑制する必要がある。	警戒避難体制の充実強化	○災害リスクの見える化、建物等の立地に関する制度の活用等により、災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制、既存の住宅・建築物の安全な構造への改修を促進する。
110	1-5-6	警戒避難体制の充実強化	○災害時に市民が適切に避難行動をとることができるよう、避難情報についての周知・啓発を行うとともに、必要に応じて基準の見直しを行う必要がある。	警戒避難体制の充実強化	○避難情報の判断基準を必要に応じて見直し、平常時から市民に対して周知を行い、適切な避難行動をとることができるよう啓発を行う。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
111	1-5-7	警戒避難体制の充実強化	○土砂災害に関する情報の伝達体制を整備する必要がある。	警戒避難体制の充実強化	○土砂災害に関する情報を速やかに伝達できるよう、情報収集・伝達体制を確立する。
112	1-5-8	情報通信関係施策の推進	○生命・身体を守る避難を促すため、確実な情報伝達を行う必要がある。	情報通信関係施策の推進	○逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNS等のICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。
113	1-5-9	市民等への意識啓発	○土砂災害の危険性や避難経路を周知し、防災意識を醸成するとともに、避難体制を整備する必要がある。	市民等への意識啓発	○土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等、避難経路等を示した土砂災害ハザードマップの作成、配布により、避難の重要性等の住民への周知を図る。また、避難訓練を実施し、住民の防災意識の向上を図る。
114	1-5-10	市民等への意識啓発	○土砂災害警戒区域内に立地する避難促進施設の避難体制を整備する必要がある。	市民等への意識啓発	○土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定、避難訓練の実施を促進する。
115	1-5-11	排水施設の整備	○老朽化したポンプ設備の整備・更新を進める必要がある。	排水施設の整備	○経年により老朽化したポンプ設備について、計画的な整備・更新を進める。
116	1-5-12	排水施設の整備	○被災後においても排水機能を維持するため、農業用排水施設における防災機能の強化を図る必要がある。	排水施設の整備	○地震後の地域の排水機能を確保するため、農業用排水施設の改修、統廃合を進めるとともに、耐震化を図る。また、農業排水路の整備を推進する。
117	1-5-13	土砂災害対策の推進	○土砂災害を防止するため、土砂災害防止施設の適切な維持管理・更新を行う必要がある。	土砂災害対策の推進	○土砂災害防止機能を発揮させるため、土砂災害防止施設を適切に維持管理・更新する。
118	1-5-14	土砂災害対策の推進	○大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所においては、再度、災害防止対策を推進する必要がある。	土砂災害対策の推進	○大規模地震や降雨等により土砂が堆積した箇所において、再度災害防止対策として砂防えん堤の整備や堆積土砂の撤去を行う。
119	1-5-15	土砂災害対策の推進	○重大な土砂災害の危険から住民を守るため、住民の避難行動を適切に誘導する必要がある。	土砂災害対策の推進	○土石流、地すべり又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき、適切に住民へ避難情報を発令できるよう、県等と連携を図る。
120	1-5-16	山地災害対策の推進	○山地災害が発生するリスクの高い箇所を把握し、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策を実施する必要がある。	山地災害対策の推進	○森林の適正な管理を推進する。山地災害については、発生のおそれの高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施を進める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かすグリーンインフラとしての効果が発揮されるよう考慮しつつ取り組みを推進する。
121	1-5-17	ハード対策・ソフト対策等を総合した対応策の推進	○効率的な点検・診断による施設管理を推進する必要がある。	ハード対策・ソフト対策等を総合した対応策の推進	○施設管理については、より効率的な点検・診断を推進する。また、地域特性を踏まえた予防保全型のアセットマネジメントシステムを活用するとともに、地図情報・防災情報等の多様なデータを管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用する。
122	1-5-18	関係機関との連携強化	○大規模土砂災害等発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同の訓練や情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る必要がある。	関係機関との連携強化	○大規模土砂災害等発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同の訓練や情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る。
123	1-5-19	消防団等の充実強化の促進等	○複合災害・二次災害に対応するため、消防団等の充実強化を促進する必要がある。	消防団等の充実強化の促進等	○災害対応機関等の災害対応能力向上と合わせ、消防団等の充実強化を促進する。
124	1-5-20	防災訓練及び防災教育等の推進	○学校や職場、地域の自治組織等を通じ、自助意識を高める必要がある。	防災訓練及び防災教育等の推進	○身を守る行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を実施するほか、地区防災計画の策定を行う。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ					
2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足					
125	2-1-1	災害対応の体制・資機材強化	○災害時に住民の不安を解消するため、災害対策本部による有効な情報発信の方法を検討する必要がある。	災害対応の体制・資機材強化	○災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める。
126	2-1-2	災害対応業務の実効性の向上	○災害対応業務の実効性を高めるため、地域の特性に則した合同訓練等を実施する必要がある。	災害対応業務の実効性の向上	○民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標を持って、地域の特性に則した合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。
127	2-1-3	活動拠点施設の耐災害性の強化	○地域の活動拠点となる警察・消防施設等の機能強化を図る必要がある。	活動拠点施設の耐災害性の強化	○警察施設や消防施設等の地域の活動拠点となる施設の耐災害性のさらなる強化を図るとともに、警察・消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する。
128	2-1-4	防災拠点の機能強化	○甚大な被害が生じた場合にも対応できるよう、本市の防災拠点となる消防施設の機能強化や体制強化を図る必要がある。	防災拠点の機能強化	○消防活動拠点を地域バランスに応じて引き続き3箇所（消防本部庁舎、消防署南北出張所）配置し、併せて人員体制等の機能強化を図る。
129	2-1-5	大規模地震防災活動拠点の確保	○応援部隊の活動拠点となる大規模地震防災活動拠点が不足しているため、整備を検討する必要がある。	大規模地震防災活動拠点の確保	○避難場所及び災害活動拠点に指定している都市公園において、避難者等が活用できる、かまどベンチ及びトイレツール等を設置するなど、防災施設の整備を促進する。
130	2-1-6	関係機関との連携強化	○災害時に、関係機関（自衛隊、警察、消防等）と連携を図ることができる体制の整備が必要である。また、被害が広域に及ぶ場合の対応を見据え、他自治体、民間事業者等と協力体制の整備が必要である。	関係機関との連携強化	○大規模災害発生時には、関係機関（自衛隊、警察、消防等）との連携が重要かつ不可欠であることから、他機関と合同の訓練や情報交換及び意見交換を行い、連携強化を図る。
131	2-1-7	消防団員の確保	○近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員確保の困難性が高まっていることから、加入促進を図る必要がある。	消防団員の確保	○近年の少子化や就業形態の変化等により、消防団員の確保が難しい状況にあるため、消防団員の活動の見直し、加入促進事業等を継続するほか、団員確保のために、さらに魅力ある消防団づくりを行う。
132	2-1-8	消防団等の充実強化の促進等	○災害時は公助の手が回らない可能性があるため、消防団や住民・企業等によって自発的に防災活動が行われる体制を構築する必要がある。	消防団等の充実強化の促進等	○災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進する。
133	2-1-9	消防団等の充実強化の促進等	○消防団の充実強化を図るため、消防団詰所・車庫の機能強化を図る必要がある。	消防団等の充実強化の促進等	○消防団詰所・車庫は、建物の耐震化対策、待機空間の確保等、活動環境の整備を行うとともに、装備品の充実等消防団の充実強化を図る。
134	2-1-10	自治体等の活動の支援	○災害時の円滑な救助・救援活動等を実施するため、広域防災活動拠点等を確保するとともに、拠点への経路の機能強化を図る必要がある。	自治体等の活動の支援	○救援部隊活動拠点として使用するため、オープンスペース候補地リストを作成し、大規模な災害時における自衛隊・警察・消防の活動拠点用地を確保する。
135	2-1-11	自治体等の活動の支援	○災害時の円滑な救助・救援活動等を実施するため、広域防災活動拠点等を確保するとともに、拠点への経路の機能強化を図る必要がある。	自治体等の活動の支援	○広域防災活動拠点等となる公園緑地の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させるなど、円滑な救助・救援活動等を支援する。
136	2-1-12	道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進	○災害時における円滑な救助・救急活動の実施、円滑な交通確保を見据えた道路整備・機能強化を行うとともに、道路啓開体制や情報収集・伝達体制を整備する必要がある。	道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進	○災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、災害時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む）等を含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災を着実に進める。また、装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供等に必要となる体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路・航路啓開が行われるよう支援する。
137	2-1-13	自主防災組織の充実強化	○災害時に自主防災組織による活動が行われるとともに、平常時から市民の防災意識の向上に寄与するよう、組織の充実強化を図る必要がある。	自主防災組織の充実強化	○自主防災組織の活動や訓練等を通じて、市民の防災意識の向上に努め、さらなる組織の充実に取り組む。
138	2-1-14	自主防災組織の充実強化	○避難行動要支援者の避難支援者を育成するとともに、平常時から災害時の避難支援の行動について確認を行う必要がある。	自主防災組織の充実強化	○避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえぬ人材を育成するほか、防災訓練等を実施するにあたっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺					
139	2-2-1	災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進	○停電の際に診療機能を維持するため、必要な電力を確保する必要がある。	災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進	○災害拠点病院において、長期間（3日程度）の停電の際に、診療機能を維持するために必要な電力を確保するとともに、非常用自家発電設備の増設等への支援を行う。
140	2-2-2	災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進	○災害拠点病院にエネルギーが優先的に分配されるよう、関係機関との連携を強化する必要がある。また、設備の強化についても検討する必要がある。	災害拠点病院における自立・分散型エネルギー供給の促進	○災害拠点病院におけるエネルギー確保について、自家発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性に係る認識を継続的に促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高める。また、エネルギー効率の高い設備の導入や、非常用電源の確保、自立・分散型エネルギー設備の導入、LPガスや灯油等、多様なエネルギー源の活用等、耐災害性の向上を促進する。
141	2-2-3	民間事業者との連携による燃料の確保	○災害時において石油燃料を確保できるよう、関係機関との連携を強化する必要がある。また、石油燃料の運搬給油体制を整備する必要がある。	民間事業者との連携による燃料の確保	○サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と連携を図り、燃料を確保する。また、災害時に円滑な燃料供給が可能となるよう、石油燃料の運搬給油体制を確保する。
142	2-2-4	災害拠点病院等の防災・減災機能の強化	○災害拠点病院や第二次救急医療機関については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように耐震化等の対策を進める必要がある。また、浸水想定区域内にある医療機関が医療機能を提供できるように対策を講じる必要がある。	災害拠点病院等の防災・減災機能の強化	○災害拠点病院や第二次救急医療機関については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように耐震化等の対策を進めるとともに、広域災害時を想定した訓練の実施等を行う。さらに、浸水想定区域内にある医療機関が医療機能を完全に提供できるよう対策を講じる。
143	2-2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保	○災害医療本部となる庁舎や消防署等の防災拠点の機能強化を図る必要がある。	救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保	○災害医療本部となる庁舎や消防署等の防災拠点において、非常用電源設備の機能及びエレベーター等の設備の強化を図るほか、非常用電源に用いる燃料の調達方法について検討する。
144	2-2-6	救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保	○災害時の緊急車両や公用車の燃料等を確保するため、関係事業所との連携を強化する必要がある。	救助・救急、医療活動のためのエネルギー確保	○緊急車両及び公用車の燃料油類の優先供給について、関係事業所と平常時から連携を強化し、燃料供給体制の構築を行う。
145	2-2-7	人工透析患者等への対策	○人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院において、災害時の水の確保を図る必要がある。	人工透析患者等への対策	○人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、平常時から地下水活用等の水源の多重化を促すとともに、優先的に水道を復旧させるための協力体制を構築する。また、下水道が使用できない場合にも備える。
146	2-2-8	人工透析患者等への対策	○入院患者や人工透析患者等の搬送手段を確保する必要がある。	人工透析患者等への対策	○入院患者や人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。
147	2-2-9	災害時における医療機能の確保・支援体制強化	○災害時にも迅速に医療機能を提供できるようにするため、連携体制の構築を図るとともに、応援医療チームを受け入れる体制の強化を図る必要がある。	災害時における医療機能の確保・支援体制強化	○災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。
148	2-2-10	医師会等との連携	○災害時の初動期において医療救護活動が実施されるよう、市医師会・歯科医師会・薬剤師会（三師会）との連携体制・情報伝達体制の強化を図る必要がある。	医師会等との連携	○初動時の医療体制確保のため、平常時から三師会との連携強化と、災害時の医療機関等の被災状況・診療状況の把握のため、通信手段の確保について検討する。
149	2-2-11	医師会等との連携	○災害時に医療対応が滞りなく実施されるよう、人材育成を図る必要がある。	医師会等との連携	○災害時における医療対応技術を身に着けるため、トリアージ・応急手当訓練等を継続実施する。また、不測の事態に臨機応変に対応できるようにするための実践的な訓練方法を検討する。
150	2-2-12	医師会等との連携	○大規模災害時において、医療資源の調整及び患者搬送の調整等を行うための体制整備が必要である。	医師会等との連携	○大規模災害が発生した際、医療に関する調整を図るために、県が災害医療対策会議（二次医療圏単位）を設置することから、円滑に医療資源の調整及び患者搬送の調整等を行うことができるよう、平常時から連携に向けた協議を行う。
151	2-2-13	災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保	○災害時における救援救助や緊急輸送等ルートを早期に確保するため、道路整備・機能強化や港湾施設の機能強化を図るとともに、道路啓開体制を整備する必要がある。	災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保	○緊急輸送道路や東海市幹線道路網整備計画等に基づく幹線道路等の整備、災害対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進を図り、災害時に備える。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
152	2-2-14	道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進	○災害時における円滑な救助・救急活動の実施、円滑な交通確保を見据えた道路整備・機能強化を行うとともに、道路啓開体制や情報収集・伝達体制を整備する必要がある。	道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進	○災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、災害時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む）等を含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災を着実に進める。また、装備資機材の充実、官民の自動車ブロープ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供等に必要となる体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路・航路啓開が行われるよう支援する。
153	2-2-15	道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進	○災害時に迅速な救援救急活動等を実施するため、道路整備・機能強化を図る必要がある。	道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進	○市内の二次救急医療機関である公立西知多総合病院までの迅速な救急搬送が重要であるとともに、災害時における本病院から三次救急医療機関のあいち小児保健医療総合センター等への緊急搬送の時間短縮を図るためにも幹線道路の整備を行い、道路交通ネットワークの確立を推進する。
154	2-2-16	救急搬送の遅延の解消	○円滑な救急搬送が行われるよう、情報収集体制を整備する必要がある。	救急搬送の遅延の解消	○救急搬送の遅延を解消するため、自動車のETC2.0ブロープ情報や民間ブロープ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進める。
155	2-2-17	救急搬送の遅延の解消	○災害時においても円滑な交通が確保されるよう、災害時に信号機の停止を防止する対策を講じるとともに、道路整備・機能強化を行う必要がある。	救急搬送の遅延の解消	○停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞の回避、電力・通信サービスの安定供給等の確保を推進する。また、災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。
156	2-2-18	救急搬送の遅延の解消	○災害時における混乱地域の迂回や自動車による外出抑制に向けた情報提供の方法について検討する必要がある。	救急搬送の遅延の解消	○交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。
157	2-2-19	輸送体制の検討	○ヘリコプターによる救助・救急活動、物資の輸送等に対応できるよう、関係機関との連携強化を図る必要がある。	輸送体制の検討	○道路の寸断等により、ヘリコプターによる救助・救急活動、物資の輸送等が必要になるものと考えられることから、関係機関と連携強化を図るとともに、輸送体制について検討する。
158	2-2-20	輸送体制の検討	○災害時に市内の医療機関の収容能力を超えた場合の対応について検討する必要がある。	輸送体制の検討	○二次救急医療病院の収容能力を超え、管外搬送が必要となった際の、陸路・空路等を含めた搬送手段及び主要医療機関確保等を検討する。
159	2-2-21	輸送体制の検討	○災害時において、基礎疾患を有する患者等の支援体制を整備するとともに、災害時要支援者の輸送体制を整備する必要がある。	輸送体制の検討	○災害時の透析患者や在宅酸素療養者等への支援体制について、輸送体制とともに検討する。また、要配慮者については、福祉避難所への輸送体制の検討を行う。
160	2-2-22	医薬品等の調達	○災害時の医薬品の調達体制を整備・強化する必要がある。	医薬品等の調達	○医薬品等が不足した場合に備え、関係機関と連携し、調達体制の整備を図る。
161	2-2-23	医薬品等の調達	○軽傷者を医療機関へ搬送することなく、地域の相互扶助で対応できる体制を構築する必要がある。	医薬品等の調達	○相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築する。
162	2-2-24	災害時医療救護活動支援者の登録	○市の医療救護体制の確保のため、災害時に活動できる医療従事者を確保するための方策を検討する必要がある。	災害時医療救護活動支援者の登録	○市の医療救護体制の確保のため、災害時に活動できる医療従事者の事前登録を実施するとともに、災害対応研修会の実施や活動内容の見直し等を行う。
163	2-2-25	要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備	○要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る必要がある。	要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備	○要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。
164	2-2-26	市民等への意識啓発	○市内の医療機関の状況から、全ての傷病者への対応は困難と考えられるため、市民に対して災害時の適切な受診行動について周知・啓発を図る必要がある。	市民等への意識啓発	○円滑な医療体制を確保するため、平常時からの準備とともに、適切な受診行動がとれるよう、災害時の医療救護所や診療所と救急病院の役割について啓発を行う。
165	2-2-27	市民等への意識啓発	○災害時の医療機能の麻痺により、必要な治療や処置を提供できない可能性があることについて、周知・啓発を図る必要がある。	市民等への意識啓発	○慢性疾患用の処方薬服用者や医療機器使用者、難病患者等について、本人や家族に対して、広報誌や講座等で災害への備えを周知するとともに、医療機関や薬局等と連携した啓発を行う。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生					
166	2-3-1	避難所における良好な生活環境の確保等	○避難所等における生活ニーズに対応するため、避難所の機能強化を図る必要がある。	避難所における良好な生活環境の確保等	○避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、拠点避難所等に指定されている学校においては、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、自家発電設備や備蓄倉庫、トイレ、エアコンの整備、施設のバリアフリー化等、避難所としての防災機能を強化する。
167	2-3-2	避難所における良好な生活環境の確保等	○避難所等となる公共施設（照明等）や擁壁、エレベーター等の安全確保を早期に図る必要がある。	避難所における良好な生活環境の確保等	○避難所等となる公共施設（公民館多目的室、市民館体育室）の非構造部材（照明等）や擁壁、エレベーター等の耐震化の早期完了を図る。
168	2-3-3	避難所の運営体制等の整備	○避難所において、避難された方が家族の安否確認を行うことができる環境を整備する必要がある。	避難所の運営体制等の整備	○避難所において、避難された方が家族の安否確認を行うことができるよう、停電時でも利用可能で、輻輳時にも優先的に通話ができる特設公衆電話回線を事前設置するとともに、電話器の整備を進める。
169	2-3-4	避難所の運営体制等の整備	○地域が主体となって避難所運営を行うことができる体制を構築する必要がある。	避難所の運営体制等の整備	○被災者による避難所の自主運営を適正に支援できるよう、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する。また、地域住民と協働した避難所開設・運営訓練の実施等地域が主体となった取り組みを促す。
170	2-3-5	避難所の運営体制等の整備	○災害時に避難行動要支援者を受け入れる福祉避難所の指定を拡大する必要がある。	避難所の運営体制等の整備	○一般の避難所では生活が困難な避難行動要支援者を受け入れる施設となる福祉避難所の指定促進を図る。
171	2-3-6	避難所の運営体制等の整備	○福祉避難所が不足することを想定した体制を整備する必要がある。	避難所の運営体制等の整備	○福祉避難所が不足する場合等における、高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者の受け入れについて、市とホテルや旅館等の宿泊施設との協力体制の構築を推進する。
172	2-3-7	避難所における必要物資の確保等	○避難所において、水、食料、燃料等の必要物資を確保できるよう、施設の機能強化や支援物資輸送体制を構築するとともに、地域や家庭での備蓄を啓発する必要がある。	避難所における必要物資の確保等	○避難所が必要となる水、食料、燃料等の必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、断水時における地下水、雨水、再生水等の多様な代替水源の利用に関する検討、利用機材の普及促進を図るほか、ラストマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等の後方支援を専門とする人材養成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位での必要な備蓄等を促進・啓発する。
173	2-3-8	避難所における必要物資の確保等	○円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する必要がある。	避難所における必要物資の確保等	○円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する。
174	2-3-9	避難所外避難者への対策の整備	○避難所外避難者の把握や支援を行うことができる体制を整備する必要がある。	避難所外避難者への対策の整備	○在宅や車中、テント等での避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を進める。
175	2-3-10	被災者の健康管理	○主に災害急性期から亜急性期において、被災者の健康を害することのないよう、保健所をはじめとした各機関の連携体制を構築する必要がある。	被災者の健康管理	○主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。
176	2-3-11	保健医療機能の確保等	○かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても適切な処置が行われるようにするため、医療機関の連携体制を整備する必要がある。	保健医療機能の確保等	○かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、適切な処置が行われるようにする。
177	2-3-12	保健医療機能の確保等	○保健師等による避難所等の支援体制を整備する必要がある。	保健医療機能の確保等	○保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
178	2-3-13	被災者の生活支援等	○被災者の生活環境が変化することにより生じる課題に対応できる体制を整備する必要がある。	被災者の生活支援等	○避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。
179	2-3-14	被災者の生活支援等	○被災者の生活再建に向けて、住まいの多様な供給の選択肢を提示できるよう、災害時の復興まちづくりの検討体制を整備する必要がある。	被災者の生活支援等	○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者等の要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。
180	2-3-15	被災者の生活支援等	○住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。	被災者の生活支援等	○住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。
181	2-3-16	避難生活における要配慮者支援	○要配慮者に対応した避難所運営を行うことができる体制を構築するとともに、福祉避難所を確保する必要がある。	避難生活における要配慮者支援	○高齢者や障がい者、妊産婦・乳幼児等の要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ること等により、避難生活支援体制の構築を図る。さらに、福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。
182	2-3-17	避難生活における要配慮者支援	○災害時に障がい者が必要な情報を取得することができる体制を整備する必要がある。	避難生活における要配慮者支援	○災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。
183	2-3-18	避難生活における要配慮者支援	○災害時に要配慮者の安否確認ができる支援者の範囲を広げ、支援が早く届く体制を構築する必要がある。	避難生活における要配慮者支援	○災害時に要配慮者の安否確認ができる支援者の範囲を広げ、支援が早く届く体制を構築する。
184	2-3-19	避難行動要支援者への支援	○災害時に避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための対策を講じる必要がある。	避難行動要支援者への支援	○避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進すること等により、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。
185	2-3-20	防災拠点となる庁舎等の耐震化の推進	○災害時に防災拠点となる庁舎の機能強化を図る必要がある。	防災拠点となる庁舎等の耐震化の推進	○災害時に防災拠点となる庁舎の耐震化を進め、庁舎の被災による、行政機能の低下を招かないようにする。
186	2-3-21	避難所の耐震化等の推進	○避難所となる施設等の防災機能を強化する必要がある。	避難所の耐震化等の推進	○避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示（防災関係機関への地点番号のデータ配布）を行う。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を推進する。
187	2-3-22	避難所トイレの整備	○避難所におけるトイレ不足に対応するため、災害時のトイレ機能の確保・強化を図る必要がある。	避難所トイレの整備	○避難所トイレの不足が危惧されるため、簡易トイレ用凝固剤等を備蓄し、維持管理の徹底を図る。
188	2-3-23	避難所トイレの整備	○避難所におけるトイレ不足に対応するため、災害時のトイレ機能の確保・強化を図る必要がある。	避難所トイレの整備	○避難所の環境衛生を保全するため、避難所となる公共施設の新築、大規模修繕をする際には、トイレ下の空間を便槽として利用できる構造とする。
189	2-3-24	避難所トイレの整備	○避難所のマンホールトイレが機能するよう、関連施設の耐震化を図る必要がある。	避難所トイレの整備	○避難所において、マンホールトイレを災害時に利用することができるよう、マンホール及び下水道管路の耐震化を図る。
190	2-3-25	住宅・建築物の耐震化等の促進	○住宅・建築物の耐震改修の進捗が停滞していることから、地震による被害が大規模となる危険性のある住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の実施を促進する必要がある。	住宅・建築物の耐震化等の促進	○膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足する事態を回避するため、住宅・建築物の耐震化の必要性の啓発や耐震診断・耐震改修費補助等の対策を推進し、耐震化を促進する。
191	2-3-26	住宅・建築物の耐震化等の促進	○被災者の発生を最小限に留めるため、常備消防力の強化、消防団等の充実強化等を図る必要がある。	住宅・建築物の耐震化等の促進	○膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足する事態を可能な限り回避するため、常備消防力の強化、消防団等の充実強化を進める。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
192	2-3-27	住宅・建築物の耐震化等の促進	○避難所に指定されている公共施設の防災性を高める必要がある。	住宅・建築物の耐震化等の促進	○避難所に指定されている公共施設の耐震化等を進める。
193	2-3-28	継続的な防災訓練や防災教育等の推進等	○学校や職場、地域の自治組織等によって自発的に防災活動が行われる体制を構築する必要がある。	継続的な防災訓練や防災教育等の推進等	○地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
194	2-3-29	被災者生活再建支援体制の強化	○被災者生活再建支援システムの導入によって、住民基本台帳をベースとした被災者台帳の作成や、家屋調査結果に基づく罹災証明書や被災者生活再編支援金等のオンライン申請を可能にする必要がある。	被災者生活再建支援体制の強化	○被災者生活再建支援システムの導入によって、住民基本台帳をベースとした被災者台帳の作成や、家屋調査結果に基づく罹災証明書や被災者生活再編支援金等のオンライン申請を可能にする。
195	2-3-30	被災者生活再建支援体制の強化	○被災者生活再建支援システムの導入によって、避難所の開設状況や停電・断水等の状況の一元把握、マイナンバーカードを使った避難者名簿の迅速な作成、外出状況も含めた人数の管理、持病や介護の状況など避難者の配慮事項の把握を進める必要がある。	被災者生活再建支援体制の強化	○被災者生活再建支援システムの導入によって、避難所の開設状況や停電・断水等の状況の一元把握、マイナンバーカードを使った避難者名簿の迅速な作成、外出状況も含めた人数の管理、持病や介護の状況など避難者の配慮事項の把握を行う。
2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止					
196	2-4-1	輸送ルートの確保対策等	○緊急輸送道路に指定されている道路の整備にあたっては、防災面に配慮した道路構造とする必要がある。また、緊急輸送道路が通行不可となった場合の代替路線の確保を検討する必要がある。	輸送ルートの確保対策等	○緊急輸送道路として指定されている幹線道路等の未整備区間について、整備を推進するとともに、無電柱化等の防災面に配慮した道路構造を検討する。また、代替路線となる地域の補助幹線道路等についても、東海市幹線道路網整備計画等を基に、必要な追加路線等の検討を進め、整備を推進する。
197	2-4-2	輸送ルートの確保対策等	○災害時における緊急輸送道路等の円滑な通行を確保するため、交通障害を防止する対策を行う必要がある。	輸送ルートの確保対策等	○耐震性能のある管渠の整備を行うとともに、管渠の老朽化対策及び液状化によるマンホールの浮上の発生や道路の陥没等による交通障害を防止する対策を検討する。
198	2-4-3	輸送ルートの確保対策等	○道路啓開・航路啓開を行うため体制を整備する必要がある。	輸送ルートの確保対策等	○国・県・事業者との連携を強化するとともに、道路啓開計画・航路啓開計画の策定・見直しを行い、体制の整備を図る。
199	2-4-4	輸送ルートの確保対策等	○浸水等の被害や孤立の可能性がある地域を結ぶ経路を確保するため、道路整備・機能強化を図る必要がある。	輸送ルートの確保対策等	○甚大な浸水等の被害のおそれのある地域やその他の孤立の可能性がある地域へつながる道路の機能強化及び代替路線等の道路整備を図る。
200	2-4-5	迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備	○道路啓開を迅速に行うため、関係機関との連携体制を整備する必要がある。	迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備	○迅速な輸送経路の啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関の連携等による総合啓開計画の策定、整備資機材の充実や、民間ブローチ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る。
201	2-4-6	迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備	○災害時における混乱地域の迂回や自動車による外出抑制に向けた情報提供の方法について検討する必要がある。	迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備	○交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。
202	2-4-7	迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備	○緊急輸送道路及び重要物流道路の早期の応急復旧を見据えた体制の構築が必要である。	迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備	○緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。
203	2-4-8	迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備	○非常災害時に迅速に航路啓開を実施して船舶の交通を確保し、緊急物資輸送船の早期入港が可能となるように作業を進める必要がある。	迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備	○非常災害時に迅速に航路啓開を実施するとともに、一般水域において迅速な船舶の交通を確保し、緊急物資輸送船の早期入港を可能とするため、事前に必要な事項をBCP等において検討・計画し、災害時には、その計画に基づき作業を進める。
204	2-4-9	上水道施設の耐震化等	○水道への被害を最小化するための対策を講じる必要がある。	上水道施設の耐震化等	○老朽化した水道管について、早急かつ計画的に更新を行う。
205	2-4-10	ガス管の耐震対策等の推進	○ガス管の更新について、ガス会社と連携を図る必要がある。	ガス管の耐震対策等の推進	○ガス会社と連携を図り、経年劣化したガス管について、必要に応じて、耐食性・耐震性に優れたガス管への取り替えを進める。

全体番号	整理番号(R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
206	2-4-11	電力設備等の早期復旧体制整備の推進	○広域的な停電や通信障害からの早期復旧に向けて、関係機関との連携体制の整備を進めるとともに、避難所の電源確保を行う必要がある。	電力設備等の早期復旧体制整備の推進	○大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、県や市による倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援等、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進めるとともに、避難所の電源確保を行う。
207	2-4-12	電力設備等の早期復旧体制整備の推進	○停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行うため、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備する必要がある。	電力設備等の早期復旧体制整備の推進	○現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。
208	2-4-13	応急給水体制の構築	○給水施設が被災することにより、送水できないことが考えられるため、応急給水体制を構築する必要がある。	応急給水体制の構築	○応急給水計画の見直し等を行い、給水車等による応急給水体制を構築する。
209	2-4-14	応急給水体制の構築	○配水施設が継続して稼働するよう、自家発電装置の燃料の確保を図り、応急電源設備の維持管理を行う必要がある。	応急給水体制の構築	○配水施設について、自家発電装置をはじめとする応急電源設備の維持管理を行う。
210	2-4-15	食料等の備蓄	○備蓄計画に基づき、大規模地震への対応を見据えた備蓄物資の整備を図る必要がある。	食料等の備蓄	○愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果に基づいて策定した備蓄計画に基づき、備蓄物資の充実を図る。
211	2-4-16	食料等の備蓄	○市の備蓄物資のみでは災害時の多様なニーズの全てに対応することは困難であるため、自主防災組織や企業、家庭での備蓄を啓発する必要がある。	食料等の備蓄	○備蓄計画に基づいた計画的な食料等の備蓄に併せ、自主防災組織や企業、家庭での備蓄を促進する。
212	2-4-17	食料等の備蓄	○市の備蓄物資のみでは災害時の多様なニーズの全てに対応することは困難であるため、自主防災組織や企業、家庭での備蓄を啓発する必要がある。	食料等の備蓄	○妊婦、乳幼児、アレルギー児を持つ家族、慢性疾患を持つ方等に向けて、平常時からの備えについて、チラシ配布や講座により啓発を行う。
213	2-4-18	食料等の備蓄	○避難所等において飲料水を確保するための対策を講じる必要がある。	食料等の備蓄	○災害時の飲料水確保のため、小中学校の受水槽に緊急遮断弁を設置するほか、飲料水兼用耐震性貯水槽の定期的な点検、計画的な補修及び増設等、適切な維持管理を行う。
214	2-4-19	物資の調達体制の構築	○災害時の応急生活物資の調達や輸送に関する協定締結事業者との連絡体制の構築、連携強化を図る必要がある。	物資の調達体制の構築	○災害時の応急生活物資の調達や物資等の輸送について、協定締結事業者等と平常時から連絡体制を構築するとともに、連携強化を図る。
215	2-4-20	物資の調達体制の構築	○災害時の救援物資の集積拠点における物資の受け入れ・配送体制の強化を図る必要がある。	物資の調達体制の構築	○災害時に救援物資の受け入れ等を行う物資集積拠点において、物資の受け入れや配送がスムーズにできるよう、マニュアルを作成し、対応手順の確認等の訓練を実施する。
216	2-4-21	消防団等の充実強化の促進等	○災害時は公助の手が回らない可能性があるため、消防団や住民・企業等によって自発的に防災活動が行われる体制を構築する必要がある。	消防団等の充実強化の促進等	○消防団等の充実強化を促進するとともに、住民や企業等の自発的な防災活動を促す。
217	2-4-22	物資・エネルギー供給体制の整備	○円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する必要がある。	物資・エネルギー供給体制の整備	○円滑な支援物資輸送を実施するため、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給等に関する協定を締結し、後方支援体制を確保する。
218	2-4-23	被災時の食生活支援	○災害時における被災住民の食生活や栄養状態の早期回復を見据えた支援活動を展開するための事前準備を整えておく必要がある。	災害時における栄養・食生活の支援	○被災地住民の食生活や栄養状態の早期回復に向けて支援活動を効果的に展開するため、県ガイドラインを参考に保健所と連携し、市の災害時の栄養・食生活支援マニュアルを作成する。
2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱					
219	2-5-1	帰宅困難者対策の推進	○公共交通機関の運行情報をリアルタイムに提供できる体制を整備する必要がある。	帰宅困難者対策の推進	○鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報を逐次的確に得られる仕組みを検討する。
220	2-5-2	帰宅困難者対策の推進	○帰宅困難者が情報を得られる環境を整えるほか、帰宅困難者の集中を防止する対策を検討する必要がある。	帰宅困難者対策の推進	○混乱の発生を避けるため、Wi-Fiスポット等、帰宅困難者が情報を得られる環境を駅等に整備・強化することを検討するとともに、駅等に多数の人を集中させないよう対策を講じる。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
221	2-5-3	帰宅困難者等の受入態勢の確保	○不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等において発生が想定される帰宅困難者の受け入れについて検討する必要がある。	帰宅困難者等の受入態勢の確保	○不特定多数が集まる駅施設や大規模集客施設等について、自治体と関連事業者の連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る。滞り場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化、その他の整備を進める。
222	2-5-4	交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整	○交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制を整備する必要がある。	交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整	○交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する。
223	2-5-5	交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整	○徒歩での帰宅を支援するため、徒歩帰宅者が休憩し、情報を得られる拠点を設置する必要がある。	交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整	○膨大な帰宅困難者の帰宅支援対策として徒歩による帰宅支援の取り組みを推進する。また、徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進める。
224	2-5-6	ブロープ情報の活用による交通渋滞の把握等	○災害時においても円滑な交通が確保されるよう、道路整備・機能強化を図る必要がある。	ブロープ情報の活用による交通渋滞の把握等	○災害時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良や交通安全施設等の整備を進める。
225	2-5-7	ブロープ情報の活用による交通渋滞の把握等	○災害時における混乱地域の迂回や自動車による外出抑制に向けた情報提供の方法について検討する必要がある。	ブロープ情報の活用による交通渋滞の把握等	○交通規制等の情報提供により、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。
226	2-5-8	代替輸送手段の確保等	○道路や公共交通機関が被災した場合に市内滞り者が早期に帰宅できるよう、関係機関の連携体制を整備する必要がある。	代替輸送手段の確保等	○地震、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害等による道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送道路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車による安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、鉄道不通時の代替輸送について、代替バスの確保と運行経路等を、交通事業者及び関係機関が連携し、速やかに調整できる体制を事前に構築する。
227	2-5-9	災害時の帰宅対策	○災害時徒歩帰宅支援ルートマップの定期的な更新を行う必要がある。	徒歩帰宅支援ルートマップの改訂	○災害時徒歩帰宅支援ルートマップについて、被害想定や徒歩帰宅支援ステーションの位置等、最新情報を周知するため、定期的な改訂を行う。
228	2-5-10	物資の供給やルートの確保	○災害時における緊急輸送等ルートを早期に確保するため、道路整備・機能強化や港湾施設の機能強化を図るとともに、道路啓開体制を整備する必要がある。	物資の供給やルートの確保	○緊急輸送道路や東海市幹線道路網整備計画等に基づく幹線道路等の整備、災害対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進を図り、災害時に備える。

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

229	2-6-1	衛生環境の確保等	○災害時に、感染症の発生・蔓延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を促進する必要がある。	衛生環境の確保等	○災害時に、感染症の発生・蔓延を防ぐため、平常時から適切な健康診断や予防接種を促進する。
230	2-6-2	衛生環境の確保等	○屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する必要がある。	衛生環境の確保等	○屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。
231	2-6-3	避難所となる施設の衛生環境の確保	○避難所等における感染症の拡大を防止するため、避難者及び避難所職員が適切な行動をとることができるよう、周知する必要がある。	避難所となる施設の衛生環境の確保	○避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157等の感染症が広まらないよう、避難所運営における感染症拡大の予防策について、避難者及び避難所職員に対して平常時の訓練等で周知する。また、施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。
232	2-6-4	避難所となる施設の衛生環境の確保	○災害時において、避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品を確保することができる体制を構築することが必要である。	避難所となる施設の衛生環境の確保	○避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにする。
233	2-6-5	下水道処理施設等の老朽化・地震・津波・高潮対策	○地震災害時に下水道の被害を最小化するため、防災性を高める必要がある。	下水道処理施設等の老朽化・地震・津波・高潮対策	○下水道処理施設の老朽化や地震対策として、計画的な改築・更新により長寿命化・耐震化を図るとともに、津波、高潮等による浸水対策や施設の継続的な機能確保を図る。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
234	2-6-6	予防・防疫体制の構築	○衛生上問題となる箇所の把握や消毒を早期に実施することができる体制づくりを整備する必要がある。	予防・防疫体制の構築	○浸水家屋や廃棄物仮置場等、衛生上問題となる箇所の迅速な把握と、早期に消毒が実施できる体制づくりを行う。
235	2-6-7	災害廃棄物仮置場の整備	○被災後において、災害廃棄物の仮置場の早期運用を図る必要がある。	災害廃棄物仮置場の整備	○被災時に災害廃棄物仮置場の早期運用開始を図れるよう、仮置場候補地の運用計画を策定する。
236	2-6-8	遺体収容体制等の構築	○遺体の大量腐敗による環境悪化及びそれらに起因する感染症等の蔓延を防ぐため、遺体安置所の確保や遺体収容体制の構築を図る必要がある。	遺体収容体制等の構築	○遺体安置所の確保や葬祭業者との連携による遺体収容体制を構築する。
237	2-6-9	遺体収容体制等の構築	○超広域災害を見据え、火葬に係る広域応援体制を構築する必要がある。	遺体収容体制等の構築	○超広域災害に備え、火葬についての広域応援体制を構築する。
238	2-6-10	遺体収容体制等の構築	○応急仮埋葬を行う場所を確保する必要がある。	遺体収容体制等の構築	○応急仮埋葬を行う場所について検討する。
239	2-6-11	トイレ機能の確保・強化	○避難所におけるトイレ不足に対応するため、災害時のトイレ機能の確保・強化を図る必要がある。	避難所トイレの整備	○避難所トイレの不足が危惧されるため、簡易トイレ用凝固剤等を備蓄し、維持管理の徹底を図る。
240	2-6-12	トイレ機能の確保・強化	○避難所におけるトイレ不足に対応するため、災害時のトイレ機能の確保・強化を図る必要がある。	避難所トイレの整備	○避難所の環境衛生を保全するため、避難所となる公共施設の新築、大規模修繕をする際には、トイレ下の空間を便槽として利用できる構造とする。
241	2-6-13	避難所トイレの整備	○避難所のマンホールトイレが機能するよう、関連施設の耐震化を図る必要がある。	避難所トイレの整備	○避難所において、マンホールトイレを災害時に利用することができるよう、マンホール及び下水道管路の耐震化を図る。
242	2-6-14	災害時行動マニュアルの改訂	○災害時行動マニュアルを状況に応じて見直す必要がある。	災害時行動マニュアルの改訂	○災害時の保健活動を迅速かつ的確に行うために作成している災害時行動マニュアルについて、初動期対応の見直し、派遣受入の追記等、マニュアル改訂を行う。また、マニュアルに基づいた訓練を実施する。
243	2-6-15	医療活動を支える取り組みの推進	○災害時の医療活動を支えるため、医療関係者の体制強化や人員確保等を図る必要がある。	医療活動を支える取り組みの推進	○医療活動を支えるため、三師会をはじめとする医療関係者も参加する防災訓練や、災害支援看護職活動員の登録及び研修を継続する。
244	2-6-16	予防・防疫体制の構築	○避難所等における感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病等の発生を防止するため、自主防災組織や団体等が適切な保健行動をとることができるよう、人材育成を行う必要がある。	市民等への意識啓発	○自主防災組織や団体等で災害時の環境整備や感染症対策等の知識の啓発を継続して行う。
245	2-6-17	被災者生活再建支援体制の強化	○被災者生活再建支援システムの導入によって、避難所の開設状況や停電・断水等の状況の一元把握、マイナンバーカードを使った避難者名簿の迅速な作成、外出状況も含めた人数の管理、持病や介護の状況など避難者の配慮事項の把握を行う必要がある。	被災者生活再建支援体制の強化	○被災者生活再建支援システムの導入によって、避難所の開設状況や停電・断水等の状況の一元把握、マイナンバーカードを使った避難者名簿の迅速な作成、外出状況も含めた人数の管理、持病や介護の状況など避難者の配慮事項の把握を行う。

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

246	3-1-1	災害時における警察機能の維持	○治安の悪化等を防ぐため、災害時の警察機能維持のための関係機関が連携した訓練を実施する必要がある。	災害時における警察機能の維持	○治安の悪化等を防ぐため、災害時の警察機能維持のための関係機関が連携した訓練を実施する。
247	3-1-2	治安確保のための体制強化	○治安の確保に必要な体制や設備・装備資機材等の確保を図る必要がある。	装備資機材の充実強化	○治安の確保に必要な体制の確保を図るとともに、非常用電源設備や装備資機材等の充実強化を図る。
248	3-1-3	緊急交通路の確保	○緊急交通路を早期に確保するための体制を構築する必要がある。	緊急交通路の確保	○緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備等、災害状況に応じた体制を早期に構築する。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
249	3-1-4	信号機電源付加装置の整備	○災害時においても円滑な交通が確保されるよう、災害時に信号機の停止を防止する対策を講じるとともに、道路照明や道路情報板等の停電対策を講じる必要がある。	信号機電源付加装置の整備	○停電による信号機能の停止を回避するため、信号機電源付加装置の整備等を着実に進める。また、災害時に夜間における道路の照度確保や道路情報等を確実に提供するため、道路照明や道路情報板等の停電対策を推進する。
250	3-1-5	道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等	○道路交通の混乱を最小限とするため、情報収集・伝達や交通規制を行うことができる体制を整備する必要がある。	道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等	○交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制の実施等、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。併せて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。
251	3-1-6	地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援	○災害が起きた際の地域の対応力を向上させるため、教育・人材育成等によって地域力の強化を図る必要がある。	地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援	○災害が起きた時の対応力を向上するため、関係機関が連携し、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくりを進めるとともに、災害の事例や研究成果等を共有するなど、地域力の強化に向けた支援等を行う。
252	3-1-7	地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援	○災害時においても地域運営が行われるよう、コミュニティを中心とした地域運営体制を整備する必要がある。	地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援	○持続可能な地域社会の構築に向けて、コミュニティを中心とした地域運営体制の整備を目指し、順次、地域の状況に応じたヒト・モノ・カネの視点から支援を行い、主体的な地域づくりを推進する。
3-2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下					
253	3-2-1	業務継続体制の整備	○東海市業務継続計画の定期的な見直しによって、新たな知見や実情等を反映する必要がある。また、計画を踏まえた職員の教育や訓練等によって体制の強化を図る必要がある。	業務継続体制の整備	○庁舎、職員等の被害想定に基づいたBCPの作成及び見直しや、訓練の実施によって、実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。また、災害対応業務の増加や、職員・家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするともに、様々な事態を想定した教育及び明確な目的を持った訓練等を継続する。
254	3-2-2	業務継続体制の整備	○災害時の情報伝達を迅速かつ効率的に行うための体制を整備する必要がある。	業務継続体制の整備	○大規模災害に備え、迅速かつ効率的に情報伝達ができるよう定期的な訓練と、災害時の対応マニュアルの見直しを行う。併せて、避難の遅れによる被害を軽減するため、避難情報の判断を迅速に行うためのタイムラインの見直しと、その体制を整備する。
255	3-2-3	行政職員不足の対応	○災害時における職員不足に対応するため、人的支援の受け入れ体制の強化を図る必要がある。	行政職員不足の対応	○行政職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受け入れによる業務継続体制を強化する対策について取り組みを進める。
256	3-2-4	行政職員不足の対応	○国や県、県外の自治体からの応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。	行政職員不足の対応	○国や県、県外の自治体からの応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や応援計画の策定等、受援体制の整備を推進する。
257	3-2-5	行政職員不足の対応	○広域にわたる被害に対応するため、他自治体、民間事業者等と協力体制を構築する必要がある。	行政職員不足の対応	○市単独では対応できないことが想定されるため、他自治体、民間事業者等との協力体制を構築する。
258	3-2-6	地方行政機関等の機能維持	○災害時に適切かつ確な対応を実施するため、庁内体制の強化を図る必要がある。	地方行政機関等の機能維持	○防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケア等の体制強化を図る。
259	3-2-7	市有施設の機能確保	○庁舎や消防署等の防災拠点の機能強化を図る必要がある。	市有施設の機能確保	○庁舎や消防署等の防災拠点において、電力・通信及びエレベーターなどの設備の対策の強化を図る。また、庁舎や消防署に整備されている非常用発電機に用いる燃料の調達方法について検討する。
260	3-2-8	市有施設の機能確保	○災害時に活動拠点や避難所として活用される市有施設の機能強化を図る必要がある。	市有施設の機能確保	○災害時には、大半の市有施設が活動拠点や避難所として活用されることが考えられるため、設備の整備、機能面の充実を図る。
261	3-2-9	防災拠点等の耐震化等の推進	○防災拠点に位置付けられている公共施設について、地震・津波や水害対策等を講じる必要がある。	防災拠点等の耐震化等の推進	○防災拠点として位置付けられている公共施設の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じて、想定される地震及び津波に対する耐震化や水害対策等を着実に推進する。
262	3-2-10	業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等	○庁舎が被災した場合の業務バックアップ拠点となる施設の防災性を高める必要がある。	業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等	○庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る公共施設の耐震化等を必要に応じて実施する。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
263	3-2-11	公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進	○避難所等となる公共施設の非構造部材（照明等）や擁壁、エレベーター等の安全確保を早期に図る必要がある。	公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進	○避難所等となる公共施設（公民館多目的室、市民館体育室）の非構造部材（照明等）や擁壁、エレベーター等の耐震化の早期完了を図る。
264	3-2-12	公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進	○避難所の防災性を高めるため、避難所となる屋内運動場の非構造部材の耐震点検を行い、対策を検討する必要がある。	公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進	○公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する。避難所となる公共施設における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化する。
265	3-2-13	道路の防災対策等	○インフラの被災によって機能不全が発生しないよう、施設整備・機能強化を図る必要がある。	道路の防災対策等	○職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐津波性能の強化を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める。
266	3-2-14	道路の防災対策等	○電力等の長期供給停止を発生させないよう、道路の防災性強化を図る必要がある。	道路の防災対策等	○電力等の長期供給停止を発生させないよう、道路の防災、地震対策や無電柱化を推進する。
267	3-2-15	応急活動等の継続のための事前対策	○災害時においても庁舎や消防署、警察署等の重要施設での事業が継続されるよう、対策を講じる必要がある。	応急活動等の継続のための事前対策	○関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるように、庁舎や消防署、警察署等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだBCPの策定を促進するための方策を検討する。
268	3-2-16	災害応急対策の実施体制の確立	○降雨による災害の発生が予想される場合の災害即応態勢の確保を図る必要がある。	災害応急対策の実施体制の確立	○降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。
269	3-2-17	国・県・市町村間の連携強化	○市による避難情報の発令を適時・適切・確実に行うことができるよう、国・県との連携・情報共有体制を整備する必要がある。	国・県・市町村間の連携強化	○市の避難情報に関する意思決定に対する県からの助言を受ける体制や国・県との連携強化・情報共有体制をあらかじめ整備する。
270	3-2-18	復旧復興施策や被災者支援の取り組み等	○「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」の運用や災害復旧を効率的かつ効果的に行うための全体的な復旧の実施体制を整備する必要がある。	復旧復興施策や被災者支援の取り組み等	○平常時から、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」の実際の運用や災害復旧を効率的かつ効果的に行うための全体的な復旧に係る取り組み・手順等を国及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や災害時の被災者支援の取り組みの向上を図る。
271	3-2-19	復旧復興施策や被災者支援の取り組み等	○被災者を迅速に把握するための体制を整備する必要がある。	復旧復興施策や被災者支援の取り組み等	○被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。
272	3-2-20	クラウド技術等を活用した行政データの分散管理	○庁舎における業務に必要なあらゆる行政データが大規模災害によって損失し、復旧困難となることで、発災後に社会経済に大きな混乱が生じないよう、データの特性やセキュリティ等を勘案の上、クラウド技術やオフラインの記録メディア・バックアップサイトの活用を含めた分散管理を推進する必要がある。	クラウド技術等を活用した行政データの分散管理	○庁舎における業務に必要なあらゆる行政データが大規模災害によって損失し、復旧困難となることで、発災後に社会経済に大きな混乱が生じないよう、データの特性やセキュリティ等を勘案の上、クラウド技術やオフラインの記録メディア・バックアップサイトの活用を含めた分散管理を推進する。

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

273	4-1-1	個別企業BCP策定等の促進	○発災後においても企業が事業活動を継続できるようにするため、企業BCPの策定を促進する必要がある。	個別企業BCP策定等の促進	○「中小企業強靱化法（令和元年法律第21号）」に基づき、中小企業の災害対応能力を高めるとともに、中小企業BCPの策定率を向上させるため、中小企業庁が整備した運用指針やレベルに応じたBCPの様式等を活用し、普及活動を進める。
274	4-1-2	民間企業における事業継続に資する取り組みの促進	○産業活動を支える臨海部企業において、業務継続や早期復旧を図れるように、防災対策を強化する必要がある。	民間企業における事業継続に資する取り組みの促進	○産業活動を支える臨海部企業において、業務継続や早期復旧を図るため、電力、ガス、石油燃料、工業用水、窒素等の確保を推進し、防災対策を強化する。
275	4-1-3	耐災害性を高める施策等の推進	○サプライチェーンの寸断等を引き起こさないために、道路ネットワークの整備や道路・港湾施設の災害対策を推進する必要がある。また、交通ネットワークの早期復旧に向けた取り組み等を検討する必要がある。	耐災害性を高める施策等の推進	○効果的な海上交通管制の構築、航路啓閉計画の策定、道路の防災対策や無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化に加えて、津波・洪水・内水・高潮・土砂災害対策等の物流施設・ルート等の耐災害性を高める施策等を推進する。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
276	4-1-4	道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進	○サプライチェーンの寸断等を引き起こさないために、道路整備・機能強化や港湾施設の機能強化を図る必要がある。	道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進	○緊急輸送道路や東海市幹線道路網整備計画等に基づく幹線道路等の整備、災害対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進を図り、災害時に備える。
277	4-1-5	道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進	○サプライチェーンの寸断等を引き起こさないために、道路整備・機能強化や港湾施設の機能強化を図る必要がある。	道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路・航路啓開の円滑化の推進	○大規模地震発生後の道路啓開や航路啓開等、道路交通ネットワークの復旧に向けた取り組み等の検討を推進する。
278	4-1-6	高潮対策の推進	○産業集積地である臨海部が浸水した場合には、企業や経済に対して甚大な被害が懸念されるため、高潮対策によって地域の産業・経済を守る必要がある。	高潮対策の推進	○沿岸地域においては、高潮に対して堤防後背地の被害が想定される箇所について、海岸保全施設や河川堤防の嵩上げ、雨水ポンプ場、排水機場等の整備等の高潮対策を進める。
279	4-1-7	地域連携BCP策定の促進	○災害時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとのBCP策定に加えて、地域連携BCPの策定を促進する必要がある。	地域連携BCP策定の促進	○災害時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとのBCP策定に加え、コンビナート、臨海工業地帯等重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携BCPの普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。
280	4-1-8	港湾BCPの推進	○発災後は、港湾BCPに基づき、港湾施設の応急復旧や港湾機能の回復を着実に推進する必要がある。	港湾BCPの推進	○災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾BCPを確実に推進する。
4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出					
281	4-2-1	石油コンビナート等の防災計画の見直し及び防災体制の強化	○石油コンビナート等の防災計画の見直しを図るとともに、防災体制の充実強化を図る必要がある。	石油コンビナート等の防災計画の見直し及び防災体制の強化	○石油コンビナート等の防災計画の見直しを図るとともに、特定事業所の自衛消防組織の活動について、関係機関と連携し、防災体制の充実強化を図る。
282	4-2-2	コンビナートに係る設備の耐震化等の推進	○南海トラフ地震等をはじめとする地震・津波に備えるため、コンビナートに係る設備の耐震化等を促進する必要がある。	コンビナートに係る設備の耐震化等の推進	○南海トラフ地震等をはじめとする地震・津波に備えるため、コンビナート設備等について、耐震化や護岸の強化等の津波対策を促進する。
283	4-2-3	特定・準特定屋外タンクの耐震化	○市内には、特定屋外タンク（10基）及び準特定屋外タンク（6基）が計16基設置されており、16基中15基は耐震化済みである。不適合の特定屋外タンクの使用再開に向けて、耐震化を進める必要がある。	特定・準特定屋外タンクの耐震化	○市内にある特定・準特定屋外タンクの耐震化を促進する。
284	4-2-4	有害物質の流出防止対策の促進	○火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、災害情報を周辺住民等に伝達する体制を構築する必要がある。	有害物質の流出防止対策の促進	○火災、煙、有害物質等の流出により、コンビナート周辺の生活、経済活動等に甚大な影響を及ぼすおそれがあるため、関係機関による対策を促進するとともに、災害情報を周辺住民等に迅速かつ確実に伝達する体制を構築する。
285	4-2-5	有害物質の流出防止対策の促進	○有害物質が飛散する兆候がある場合においては、関係機関や地域住民等に迅速に情報伝達する必要がある。	有害物質の流出防止対策の促進	○有害物質が飛散する兆候がある場合において、関係機関、地域住民等に情報を知らせる手順・手法を検討する。
286	4-2-6	有害物質の流出防止対策の促進	○有害物質使用事業者に対し、不測の事態に備えた対策を促す必要がある。	有害物質の流出防止対策の促進	○不測の事態に備えての防災訓練や防除設備の耐震補強を有害物質使用事業者へ周知する。
287	4-2-7	地域連携BCP策定の促進	○コンビナートや工業団地等の重要な産業施設の事業継続力を強化するため、地域連携BCPの策定を促進する必要がある。	地域連携BCP策定の促進	○コンビナート、工業団地等の重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位での事業継続力を強化するため、地域連携BCPの普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。
288	4-2-8	河川・海岸堤防等の耐震化等の推進	○津波等による浸水を防ぐため、堤防等の耐震化等を推進する必要がある。また、津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する必要がある。	河川・海岸堤防等の耐震化等の推進	○堤防等の耐震化等を推進する。また、津波が堤防を越えた場合にも堤体が流失しにくくするため、粘り強い構造への強化等を推進する。
289	4-2-9	河川・海岸の水門・雨水ポンプ場・排水機場等の耐震化の推進	○河川の河口部や海岸にある水門等の耐震強化、被災後における雨水ポンプ場や排水機場等の排水機能の確保等、水害を抑制する施設の耐震対策を推進する必要がある。	河川・海岸の水門・雨水ポンプ場・排水機場等の耐震化の推進	○河川の河口部や海岸にある水門等が、地震後も操作が可能となるよう耐震補強等を推進する。また、排水機場等については、地震後の地域の排水機能を確保するため耐震対策を推進する。
290	4-2-10	津波・高潮漂流物対策の推進	○大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し、二次災害が発生するおそれがあるため、必要に応じて漂流物防止対策を推進する必要がある。	津波・高潮漂流物対策の推進	○大規模自然災害により、コンテナ、自動車、船舶、石油タンク等が流出し、二次災害が発生するおそれがあるため、必要に応じて漂流物防止対策を推進する。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
291	4-2-11	危険な物質を扱う施設における防災対策の推進	○危険な物質を取り扱う施設の防災対策や、地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を推進する必要がある。	危険な物質を扱う施設における防災対策の推進	○危険な物質を取り扱う施設の耐震化、防波堤や海岸堤防等の整備・耐震化、海岸防災林の整備等の地震・津波対策及び関係する研究・技術開発を着実に推進する。
292	4-2-12	港湾BCPの推進	○災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進める必要がある。	港湾BCPの推進	○災害時における臨海部の避難計画や、港湾施設の応急復旧から港湾機能の回復までを迅速かつ効率的に進めるための港湾BCPを確実に推進する。
293	4-2-13	物流施設・ルートの耐災害性の推進	○災害時における港湾物流機能を維持するため、物流ルートや物流施設の耐災害性を図る必要がある。	物流施設・ルートの耐災害性の推進	○災害時の港湾物流機能の確保策について検討するとともに、主要な橋りょうの耐震化等、物流ルートや物流施設の耐災害性を高める取り組みを推進する。
294	4-2-14	石綿飛散防止対策の促進	○災害時において、倒壊建築物等から適切な石綿除去作業が実施されるように、対策を推進する必要がある。	石綿飛散防止対策の促進	○県が主催するアスベスト対策連絡会議の方針に従いながら、災害時における倒壊建築物等からの石綿飛散を防止するため、分析調査及び除去費用に対しての補助等の支援対策を推進する。
295	4-2-15	石綿飛散防止対策の促進	○災害時において、速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施する必要がある。	石綿飛散防止対策の促進	○災害時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討し、マニュアルの策定を進める。
296	4-2-16	PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減	○保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止する必要がある。	PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減	○保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導する。また、公共施設の中には災害時に避難場所として使われるものが多いため、確実に処分を完了させる。
297	4-2-17	高圧ガス施設の耐震化の推進等	○高圧ガスの漏えいを防止するため、高圧ガス施設の耐震化を実施する必要がある。	高圧ガス施設の耐震化の推進等	○高圧ガスの漏えいを防止するための基準を踏まえた高圧ガス施設の耐震化を速やかに実施する。
4-3 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響					
298	4-3-1	金融機関における防災対策の推進	○金融サービスの機能停止を防ぐため、金融機関のBCPに関わる対策を実施する必要がある。	金融機関における防災対策の推進	○金融機関のBCPの実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。
299	4-3-2	郵便局舎における防災対策の推進	○交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める必要がある。	郵便局舎における防災対策の推進	○交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める。
300	4-3-3	郵便局舎における防災対策の推進	○郵便局舎の耐震化を進めるとともに、BCPの実効性を確保する必要がある。	郵便局舎における防災対策の推進	○日本郵便株式会社において、直営の郵便局舎の耐震化を進める。また、BCPについては、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行う。
4-4 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響					
301	4-4-1 4-4-2	食品産業事業者等の災害対策の強化	○災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の強化を図る必要がある。	食品産業事業者等の災害対策の強化	○災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設等の耐災害性強化、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制を強化する。 ○災害時にも食品流通に係る事業を維持、若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸・倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化する。
302	4-4-3	物流インフラ網の構築	○道路、港湾等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る必要がある。	物流インフラ網の構築	○物流インフラの災害対応能力の強化に向けて、道路、港湾等の耐震対策等を推進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。
303	4-4-4	ため池の耐震化	○農業用水の確保と災害時の緊急水源として、ため池の耐震改修を図る必要がある。	ため池の耐震化	○農業用水の確保と、災害時の消火用水・雑用水等の緊急水源として確保するとともに、決壊等による被害を軽減するため、ため池の耐震改修を推進する。
304	4-4-5	ため池の耐震化	○ため池の耐震改修を推進するとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる必要がある。	ため池の耐震化	○ため池ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
305	4-4-6	食料の安定供給	○平常時はもとより災害時においても、安定した食料の供給を図る必要がある。	農業基盤等の整備	○災害時においても安定した食料供給を行うため、担い手の育成・確保や、農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する。
4-5 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響					
306	4-5-1	上水道、農業水利施設の耐震化等の推進	○老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。	上水道、農業水利施設の耐震化等の推進	○上水道、農業水利施設の耐震化について、老朽化が進む上水道、農業水利施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。
307	4-5-2	水資源の有効な利用等の普及・推進	○用水供給の途絶に備え、雨水等の有効利用を進める必要がある。	水資源の有効な利用等の普及・推進	○災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備するとともに、「雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）」に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効活用を普及・推進する。
308	4-5-3	水の安定供給	○異常渇水により生活活動や産業に甚大な影響を及ぼす可能性があるため、関係機関との情報共有を緊密に行う必要がある。	水の安定供給	○異常渇水による生活や産業への影響を最小限にするため、関係機関との情報共有を緊密に行う。
4-6 農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下					
309	4-6-1	農地・農業水利施設等の保全管理	○農村地域の高齢化、混在化等の進行に伴う集落機能の低下により、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担が増加している。そのため、農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進する必要がある。	農地・農業水利施設等の保全管理	○地域の自主性を生かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を推進する。
310	4-6-2	農業基盤等の整備	○農地の荒廃による被害を軽減する必要がある。	農業基盤等の整備	○農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。また、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する。
311	4-6-3	適切な森林の整備・保全	○森林の適切な整備・保全により、災害に強い森林づくりを推進する必要がある。	適切な森林の整備・保全	○森林が有する多面的機能を発揮するため、間伐等の適切な森林整備や治山対策等、効率的かつ効果的な手法による災害に強い森林づくりを推進する。また、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応を図る。
312	4-6-4	土砂災害の防止	○土砂災害の発生を防止する施設整備を推進する必要がある。	土砂災害の防止	○土石流対策施設、急傾斜地崩壊防止施設といった土砂災害防止施設の整備を推進する。
313	4-6-5	自然と共生した多様な森林づくりの推進	○森林が有する多面的機能を発揮できる森林づくりを進めていく必要がある。	自然と共生した多様な森林づくりの推進	○森林の整備にあたっては、必要に応じて森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを図る。
314	4-6-6	自然と共生した多様な森林づくりの推進	○地域の活動組織による森林の保全管理活動等を促進する必要がある。	自然と共生した多様な森林づくりの推進	○地域の活動組織による森林の保全管理活動等を地元コミュニティ等の協力を得て支援する。
315	4-6-7	農地・森林等の荒廃の防止	○農地・森林等の荒廃を防ぎ、農業・林業等の生産活動を持続する必要がある。	農地・森林等の荒廃の防止	○農業・林業等の生産活動を持続し、農地・森林等の荒廃を防ぎ、県土保全機能を適切に発揮させる。
316	4-6-8	適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進	○防災・減災機能を維持するため、公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。	適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進	○自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる					
5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態					
317	5-1-1	情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進	○電力等の長期供給停止を発生させない体制の整備、電力供給ネットワークの災害対応能力の強化を進める必要がある。	情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進	○電力等の長期供給停止を発生させないように、電力等の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、津波、洪水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応能力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する。
318	5-1-2	情報ネットワークの強化、高度化	○庁舎等の被災時における重要データを保管するため、基幹システム等を庁舎からデータセンターへ順次移設している中、データセンターまでの通信断を防ぐため、情報ネットワークの強化、高度化を検討する必要がある。	情報ネットワークの強化、高度化	○電力の供給停止や通信線の切断等により、情報ネットワークが麻痺・長期停止した場合でも基幹システム等を利用できるように、情報ネットワークの複線化等、情報通信や情報システムの強化、高度化を検討する。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
319	5-1-3	情報通信手段の多重化	○テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも情報提供できるように、多様な情報提供手段を確保し、情報伝達体制の構築を図る必要がある。	情報通信手段の多重化	○テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも情報提供を可能にする体制の整備やその共通基盤となるアラートの導入促進等、多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築を図る。
320	5-1-4	情報通信手段の多重化	○災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するため、多様な情報通信手段について検討する必要がある。	情報通信手段の多重化	○災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するため、情報通信手段の多重化及び耐災害性の強化を図る。また、避難行動要支援者の対応等も併せて検討する。
321	5-1-5	情報通信手段の多重化	○災害時に必要な情報を確実に収集・伝達するため、多様な情報通信手段について検討する必要がある。	情報通信手段の多重化	○災害に必要な情報を確実に収集・伝達するため、情報通信手段の多重化を図るとともに、市民自ら情報の収集等、行動ができるよう周知する。
322	5-1-6	情報通信手段の多重化	○緊急時における外国人への災害情報の伝達体制の整備・強化を図る必要がある。	情報通信手段の多重化	○緊急時において、外国人に災害情報を提供するため、伝達体制・手段の整備・強化を図る。
323	5-1-7	庁舎等の電力確保対策の推進	○停電時における非常用電源の燃料の確保を検討する必要がある。	庁舎等の電力確保対策の推進	○停電時に各種機器の電源を確保する観点から、非常用電源の燃料の調達方法を検討する。
324	5-1-8	庁舎等の電力確保対策の推進	○災害時の情報システムの運用について、通信不能となった場合の運用方法等について検討する必要がある。	庁舎等の電力確保対策の推進	○災害時の情報システムの運用について、燃料の枯渇等により通信が行えなくなった場合でも紙媒体等による運用を行う方法等を検討する。
325	5-1-9	放送設備等の防災対策	○テレビやラジオ等の災害時に住民の情報入手手段として大きな役割を果たす放送が中断することがないように、放送設備等の防災対策を進める必要がある。	放送設備等の防災対策	○住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に中断することがないように、放送設備の多重化等の対策を推進する。また、放送局等の被害を生じさせない洪水対策等を進める。
326	5-1-10	情報伝達手段・体制の確保	○中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保し、情報伝達体制の維持を図る必要がある。	情報伝達手段・体制の確保	○中継施設の耐震化を推進するとともに電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る。
327	5-1-11	情報伝達手段・体制の確保	○災害時に確実な情報提供を行うことができるよう、情報伝達手段の機能強化を図る必要がある。	情報伝達手段・体制の確保	○防災行政無線、消防等の通信施設の耐震化を推進する。
328	5-1-12	情報伝達手段・体制の確保	○夜間や早期における突発的局地的豪雨の情報伝達方法を検討する必要がある。	情報伝達手段・体制の確保	○夜間や早期に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。
329	5-1-13	情報通信インフラの整備	○防災拠点等において、災害時にも有効に機能する情報通信インフラの整備を促進する必要がある。	情報通信インフラの整備	○防災拠点等において災害時にも有効に機能する無料公衆無線LANの整備を促進する。さらに、災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線LANを使用できるよう、災害用統一SSID「0000JAPAN」の普及・啓発を図る。
330	5-1-14	道路被害情報共有の強化	○災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、充実強化を図る必要がある。	道路被害情報共有の強化	○災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓閉情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステムの連携強化を図る。
331	5-1-15	臨海部への災害情報提供	○災害時の港湾施設被害情報や復旧見通し等の情報を有効かつ効率的に共有するシステム等の仕組みづくりを進める必要がある。	臨海部への災害情報提供	○災害時の港湾施設被害情報や復旧見通し等の情報を有効かつ効率的に共有するシステム等の仕組みづくりを進める。
332	5-1-16	情報伝達体制の充実化	○洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実化を図る必要がある。	水防テレメータシステムの整備	○河川の水位等に関する観測、情報設備の維持・更新を適切に行うとともに、必要に応じて、水位計・河川監視カメラ等を増設し、洪水時における河川水位等の情報伝達体制の充実を図る。
333	5-1-17	情報伝達体制の充実化	○土砂災害警戒情報等を継続的に配信できるように、情報伝達体制の充実化を図る必要がある。	土砂災害警戒情報等の提供	○土砂災害警戒情報等の継続的な配信のため、土砂災害監視システムの維持・更新を適切に行い、情報伝達体制の充実を図る。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
334	5-1-18	市民等への意識啓発	○住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害を軽減・防止するほか、適切な避難行動を促すため、教育・啓発を行う必要がある。	効果的な教育・啓発の実施	○住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の補助、家具等の転倒防止対策を促進する。また、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知等早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取り組みを推進する。
335	5-1-19	通信及びデータ可用性の確保	○災害時に通信インフラ等への被害や通信障害を回避するための対策を講じる必要がある。	通信及びデータ可用性の確保	○通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策・土砂災害対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、遠隔地保管等によりデータの損失を回避する関係施策を充実する。
336	5-1-20	避難情報の発令	○災害時に要配慮者を含む住民等が適切に避難行動をとることができるよう、適時・適切・確実に避難情報の情報提供を行うことができる体制を整備する必要がある。	避難情報の発令	○避難情報の発令については、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるようにすることを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、要配慮者に対しても避難情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。
337	5-1-21	避難情報の発令	○局地的かつ短時間の豪雨の場合において避難行動をとることができるよう、適時・適切・確実に避難情報の情報提供を行うことができる体制を整備する必要がある。	避難情報の発令	○避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する。
338	5-1-22	避難情報の発令	○避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図る必要がある。	避難情報の発令	○避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図るため、市町村防災支援システムの運用の拡充を図る。
339	5-1-23	防災体制の整備	○災害時の情報伝達を迅速かつ効率的に行うための体制を整備する必要がある。	防災体制の整備	○避難情報の判断基準を必要に応じて見直し、平常時から市民に対して周知を行い、適切な避難行動をとることができるよう啓発を行う。
340	5-1-24	防災体制の整備	○災害時の情報伝達を迅速かつ効率的に行うための体制を整備する必要がある。	防災体制の整備	○大規模災害に備え、迅速かつ効率的に情報伝達ができるよう定期的な訓練と、災害時の対応マニュアルの見直しを行う。併せて、避難の遅れによる被害を軽減するため、避難情報の判断を迅速に行うためのタイムラインの見直しと、その体制を整備する。
341	5-1-25	防災ハンドブック等の作成	○防災ハンドブック、災害時徒歩帰宅支援ルートマップ等について、定期的な更新や配布による普及啓発を図る必要がある。	防災ハンドブック等の作成	○防災ハンドブック、災害時徒歩帰宅支援ルートマップ等について、定期的な更新や配布による普及啓発を図る。
342	5-1-26	防災ハンドブック等の作成	○ため池の耐震改修を推進するとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる必要がある。	防災ハンドブック等の作成	○ため池の耐震改修を推進するとともに、ハザードマップ作成等のソフト対策も充実させる。
343	5-1-27	状況情報を基にした主体的避難の促進	○住民が住んでいる地域に関する災害リスクを正しく認識し、適切な避難行動を確認することができるよう、ハザードに関する情報提供や意識啓発を図る必要がある。	状況情報を基にした主体的避難の促進	○最大規模の洪水・内水・大潮に係る浸水想定区域図を作成・公表すること等により、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進する。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開する。
345	5-1-28	市民等への意識啓発	○市民に対する防災意識の啓発を継続的に行うとともに、より多くの市民に防災意識を浸透させるための方策の検討が必要である。	市民等への意識啓発	○防災まちづくり講演会や防災講話等を開催し、幅広い年代の方への意識啓発を継続する。また、防災に対する意識の高い方以外への効果的な受講啓発の方法を検討する。
346	5-1-29	市民等への意識啓発	○災害時に応急手当による対応を行うことができる人材を育成するため、より多くの市民等が救命講習を受講するよう啓発を行う必要がある。	市民等への意識啓発	○現場に居合わせた人による応急手当の有無が救命率を大きく左右することから、市民等に対して開催している救命講習について、受講者の増加、年齢層拡大を図る方法を検討する。
347	5-1-30	避難の円滑化・迅速化	○避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るため、災害発生前のリードタイムを考慮した避難体制の整備を支援する必要がある。	避難の円滑化・迅速化	○災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう、避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を図る。

全体番号	整理番号(R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
348	5-1-31	避難行動要支援者の避難体制の整備	○避難行動要支援者の避難体制の整備に向けて、避難行動要支援者を把握するため、避難行動要支援者名簿への登録の周知を図る必要がある。	避難行動要支援者の避難体制の整備	○避難行動要支援者名簿について、登録が必要な方への周知を図る。また、避難行動要支援者の設定がされていない方への支援方法を検討する。
349	5-1-32	電力の確保	○災害時の停電を想定し、情報通信のための電力を確保する必要がある。	電力の確保	○大規模災害に備え、停電時の情報通信のための電力を確保する。
5-2 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止					
350	5-2-1	電力の供給ネットワーク等の災害対応能力強化	○被災後においても、電力の供給ネットワークを確保するため、関係機関と事業者間で連携体制を構築する必要がある。	電力の供給ネットワーク等の災害対応能力強化	○災害時において、被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。
351	5-2-2	電力の供給ネットワーク等の災害対応能力強化	○被災後においても、電力の供給ネットワークを確保するため、関係機関と事業者間で連携体制を構築する必要がある。	電力の供給ネットワーク等の災害対応能力強化	○災害時に備え、道路ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。
352	5-2-3	地域における自立・分散型エネルギー導入促進	○地域における自立・分散型電源の確保を促進するため、エネルギー供給源の多様化を図る必要がある。	地域における自立・分散型エネルギー導入促進	○エネルギー供給源の多様化のためにも、太陽光発電等、再生可能エネルギーの導入は重要であり、自立・分散型電源の確保として引き続き導入を促進する。
353	5-2-4	施設の耐災害性強化	○浸水により、電力の設備に異常が発生する可能性がある施設については、施設の耐災害性強化を図る必要がある。	施設の耐災害性強化	○電力の設備について、浸水する可能性がある主要な供給施設には、水密扉や防水壁等を設置するほか、施設の嵩上げや水の浸入箇所の閉鎖等の対策を実施する。また、浸水時に異常が発生する可能性がある施設については、引き続き計画的に取り替えを進めるなど、防災や保安に対する取り組みを強化する。
354	5-2-5	エレベーター閉じ込め対策	○エレベーターの緊急停止によって乗員が閉じ込められる事態が発生する可能性があるため、閉じ込め対策について検討する必要がある。	エレベーター閉じ込め対策	○エレベーターの緊急停止によって閉じ込められた乗員の救出策を検討する。
355	5-2-6	災害時のエネルギー供給の優先順位の整理	○被災後は非常用発電や緊急物資輸送のための需要増大が想定されるため、災害時におけるエネルギー供給の優先順位を検討する必要がある。	災害時のエネルギー供給の優先順位の整理	○被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓開経路を検討する。
356	5-2-7	中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取り組みの推進	○インフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性の評価を行う必要がある。また、事前・事後におけるハード対策等の優先順位について、産学官と連携し検討する必要がある。	中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取り組みの推進	○産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める。
5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止					
357	5-3-1	燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備	○サプライチェーンを維持するとともに、緊急輸送等ルートを早期に確保するため、道路整備・機能強化や関係機関との連携体制の整備を進める必要がある。	燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備	○緊急輸送道路や東海市幹線道路網整備計画等に基づく幹線道路等の整備、災害対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進を図り、災害時に備える。また、被災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有等必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する。
358	5-3-2	末端供給拠点の災害対応能力強化	○災害時にエネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LPガス充填所について、災害対応能力の強化を推進する必要がある。	末端供給拠点の災害対応能力強化と自立型エネルギー設備の導入	○住民拠点SSの整備や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LPガス充填所の災害対応能力の強化を推進する。また、燃料備蓄等需要家側の対策を推進する。
359	5-3-3	末端供給拠点の災害対応能力強化	○災害時にエネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LPガス充填所について、災害対応能力の強化を推進する必要がある。	末端供給拠点の災害対応能力強化と自立型エネルギー設備の導入	○エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーションや第二の公共交通機関となるタクシー用の燃料を確保するため、LPガス充填所等の災害対応能力を強化する。
360	5-3-4	末端供給拠点の災害対応能力強化	○工場・事業所等における自家発電設備の導入等、燃料確保の促進を図る必要がある。	末端供給拠点の災害対応能力強化と自立型エネルギー設備の導入	○工場・事業所等において移転等の抜本的な対策や自家発電設備の導入、燃料の備蓄量の確保等を促進する。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
361	5-3-5	末端供給拠点の災害対応能力強化	○ガソリン等の不足に備えるため、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る必要がある。	末端供給拠点の災害対応能力強化と自立型エネルギー設備の導入	○ガソリン等の不足に備え、電気自動車、CNG燃料自動車、LPガス燃料自動車・船舶、LNG燃料自動車・船舶等、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る。
362	5-3-6	石油コンビナート等防災訓練の実施	○地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、石油コンビナート等において防災訓練を実施する必要がある。	石油コンビナート等防災訓練の実施	○地震発生時における事業所等の災害予防や応急対策を円滑に実施するため、南海トラフ地震等を想定した訓練を実施する。
363	5-3-7	災害時のエネルギー供給の優先順位の整理	○被災後は非常用発電や緊急物資輸送のための需要増大が想定されるため、災害時におけるエネルギー供給の優先順位を検討する必要がある。	災害時のエネルギー供給の優先順位の整理	○被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、災害時のエネルギー供給の優先順位を整理するとともに、災害時物流に係る重要拠点と優先啓閉経路を検討する。
364	5-3-8	中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取り組みの推進	○インフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性の評価を行う必要がある。また、事前・事後におけるハード対策等の優先順位について、産学官と連携し検討する必要がある。	中部圏の産業活動を守るための産学官連携による取り組みの推進	○産業活動を支えるインフラやライフラインの相互依存関係や脆弱性を整理するとともに、限られた人的・物的資源の効率的な配分、事前・事後におけるハード対策等の優先順位の立案に向けた検討を産学官連携により進める。
365	5-3-9	ガス等の供給ネットワーク等の災害対応能力強化	○被災後においても、ガス等の供給ネットワークを確保するため、関係機関と事業者間で連携体制を構築する必要がある。	ガス等の供給ネットワーク等の災害対応能力強化	○災害時において、被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。
366	5-3-10	ガス等の供給ネットワーク等の災害対応能力強化	○被災後においても、ガス等の供給ネットワークを確保するため、関係機関と事業者間で連携体制を構築する必要がある。	ガス等の供給ネットワーク等の災害対応能力強化	○災害時に備え、耐震性に優れたガス管への取り替えを計画的に促進するとともに、道路管理者等との間で災害情報を共有するなどの連携強化を図る。
367	5-3-11	石油関連施設の防災対策の強化	○災害時に備え、石油関連施設の防災対策の強化を図る必要がある。	石油関連施設の防災対策の強化	○石油タンク等の耐震改修を促進する。
368	5-3-12	石油関連施設の防災対策の強化	○災害時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油燃料等を確保する体制を整備する必要がある。	石油燃料の確保	○災害時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油・ガス等の燃料確保のための協定締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。
369	5-3-13	施設の耐災害性強化	○浸水により、ガス等の設備に異常が発生する可能性がある施設については、施設の耐災害性強化を図る必要がある。	施設の耐災害性強化	○ガス等の設備について、浸水する可能性がある主要な供給施設には、水密扉や防水壁等を設置するほか、施設の嵩上げや水の浸入箇所の閉鎖等の対策を実施する。また、浸水時に異常が発生する可能性がある施設については、引き続き計画的に取り替えを進めるなど、防災や保安に対する取り組みを強化する。
370	5-3-14	輸送基盤の災害対策の推進等	○被災後においても、安定した燃料供給を行うため、輸送基盤の災害対策を推進する必要がある。	輸送基盤の災害対策の推進等	○燃料等の供給ルートに係る輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集等、輸送経路の啓閉や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。
5-4 上下水道施設の長期間にわたる機能停止					
371	5-4-1	上下水道施設の耐震化等	○市内の水道管の多くは昭和40年代から布設され、市街地整備と共に布設延長が増加しているため、水道管の老朽化対策を推進する必要がある。	上下水道施設の耐震化等	○老朽化した水道管について、早急かつ計画的に更新を行う。
372	5-4-2	ポンプ場施設の維持管理・更新	○災害時に迅速かつ確かな応援活動（応急給水作業、応急復旧作業等）が行えるように、ポンプ場設備の適正な維持管理をする必要がある。	ポンプ場施設の維持管理・更新	○ポンプ場設備の適正な維持管理を行う。
373	5-4-3	応急給水体制の構築	○給水施設が被災することにより、送水できないことが考えられるため、応急給水体制を構築する必要がある。	応急給水体制の構築	○応急給水計画の見直し等を行い、給水車等による応急給水体制を構築する。
374	5-4-4	応急給水体制の構築	○広域にわたる被害に対応するため、他自治体、民間事業者等と協力体制を構築する必要がある。	応急給水体制の構築	○市単独では対応できないことが想定されるため、他自治体、民間事業者等との協力体制を構築する。
375	5-4-5	応急給水体制の構築	○インフラの復旧が遅れる場合であっても、迅速かつ確かな応援活動（応急給水作業、応急復旧作業等）が行えるように、必要な資材等を確保する必要がある。	応急給水体制の構築	○応援活動を行うにあたり、道路、その他インフラの復旧が遅れることによって、市及び水道事業者における資材のストックのみでは対応が困難となることが想定されるため、必要な資材等の確保について検討する。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
376	5-4-6	下水道施設の整備	○下水道施設の機能を維持するため、耐震対策や老朽化対策を推進する必要がある。	下水道施設の整備	○下水道処理施設の老朽化や地震対策として、計画的な改築・更新により長寿命化・耐震化を図るとともに、津波、高潮等による浸水対策や施設の継続的な機能確保を図る。
377	5-4-7	下水道BCPの見直し	○被災時に長期間にわたる機能停止の状態に陥らないように、下水道BCPを更新する必要がある。	下水道BCPの見直し	○被災時の機能回復を早期に図ることができるよう、下水道BCPを見直す。
378	5-4-8	浄化槽の整備	○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した浄化槽の更新を図る必要がある。	浄化槽の整備	○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。
379	5-4-9	排水施設の整備	○下水道事業認可区域外において、安定したし尿処理の確保を図る必要がある。	排水施設の整備	○下水道認可区域外に新たに合併処理浄化槽を設置する個人に対して補助金を交付することにより、安定したし尿処理の確保を図る。
380	5-4-10	汚水処理施設等の防災対策の強化	○施設の耐震化や代替性の確保等、汚水処理施設等の防災対策の強化を図る必要がある。	汚水処理施設等の防災対策の強化	○施設の耐震化、津波・高潮等の浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。
381	5-4-11	トイレ機能の確保・強化	○避難所におけるトイレ不足に対応するため、災害時のトイレ機能の確保・強化を図る必要がある。	避難所トイレの整備	○避難所トイレの不足が危惧されるため、簡易トイレ用凝固剤等を備蓄し、維持管理の徹底を図る。
382	5-4-12	トイレ機能の確保・強化	○避難所におけるトイレ不足に対応するため、災害時のトイレ機能の確保・強化を図る必要がある。	避難所トイレの整備	○避難所の環境衛生を保全するため、避難所となる公共施設の新築、大規模修繕をする際には、トイレ下の空間を便槽として利用できる構造とする。
383	5-4-13	トイレ機能の確保・強化	○避難所のマンホールトイレが機能するよう、関連施設の耐震化を図る必要がある。	避難所トイレの整備	○避難所において、マンホールトイレを災害時に利用することができるよう、マンホール及び下水道管路の耐震化を図る。

5-5 基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

384	5-5-1	交通施設の機能強化	○基幹的道路交通ネットワークの機能を確保するため、道路整備・機能強化や港湾施設の機能強化を図る必要がある。	道路・橋りょうに関する耐震化等の対策実施	○緊急輸送道路や東海市幹線道路網整備計画等に基づく幹線道路等の整備、災害対策、無電柱化、港湾施設の耐震・耐波性能の強化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、津波、洪水、内水、高潮、土砂災害対策等の地域の防災対策の着実な推進を図り、災害時に備える。
385	5-5-2	交通施設の機能強化	○基幹的道路交通ネットワークの機能を確保するため、道路整備・機能強化や港湾施設の機能強化を図る必要がある。	道路・橋りょうに関する耐震化等の対策実施	○東海市幹線道路網整備計画、及び道路整備プログラムに基づき、市全域の道路体系の計画的な整備促進を図る。
386	5-5-3	地域を支える幹線道路網の整備促進	○基幹的道路交通ネットワークについて、整備を促進する必要がある。	地域を支える幹線道路網の整備促進	○西知多道路や瀬戸大府東海線等の広域ネットワークを形成する主要幹線道路について、早期整備を促進する。
387	5-5-4	地域を支える幹線道路網の整備促進	○平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流ネットワークを確保するため、基幹的陸上交通ネットワークの機能強化や災害時における代替機能の強化を進める必要がある。	地域を支える幹線道路網の整備促進	○平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等を確保するため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。
388	5-5-5	幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進	○地震や津波、洪水、高潮等による幹線交通の分断を想定し、事前に対策を検討する必要がある。	幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進	○地震や津波、洪水、内水、高潮等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
389	5-5-6	幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進	○基幹的道路交通ネットワークの機能を確保するため、老朽化対策等の道路交通環境の整備を進める必要がある。また、交通情報の収集や道路利用者に提供する手法等について検討する必要がある。	幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進	○老朽化対策、道路啓開の計画策定と連携強化、農林道その他迂回路となり得る道の情報把握と共有、道路照明灯等の交通安全施設等の整備、環状交差点の活用等を進める。また、効果的な海上交通管制の構築を進める。
390	5-5-7	幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進	○基幹的道路交通ネットワークの機能を確保するため、老朽化対策等の道路交通環境の整備を進める必要がある。また、交通情報の収集や道路利用者に提供する手法等について検討する必要がある。	幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進	○防災カメラや道路管理用カメラ等の活用、官民の自動車ブロープ情報の活用、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供を行う。
391	5-5-8	幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進	○基幹的道路交通ネットワークの機能を確保するため、老朽化対策等の道路交通環境の整備を進める必要がある。また、交通情報の収集や道路利用者に提供する手法等について検討する必要がある。	幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進	○現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する手法を検討する。
392	5-5-9	輸送モードの連携・代替性の確保	○災害時における輸送モード相互の連携や代替性の確保について検討する必要がある。また、公共交通機関の運行状況等を利用者に提供する体制を構築する必要がある。	輸送モードの連携・代替性の確保	○災害時における輸送モード相互の連携・代替性の確保を図る。また、公共交通機関の運行状況等を収集・整理し、利用者・市民等に提供する体制を構築する。
393	5-5-10	輸送モードの連携・代替性の確保	○交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないよう、交通全体のマネジメント力を強化する必要がある。	輸送モードの連携・代替性の確保	○交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないよう、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化する。また、鉄道や自動車が利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮した対策を検討する。
394	5-5-11	貨物等の流出防止対策の推進	○津波や高潮等により、ふ頭用地が浸水し、貨物が泊地・航路等の水域施設や背後地へ流出することで緊急物資輸送や港湾活動の復旧の妨げとなる危険性があることから、必要に応じて貨物流出防止対策を推進する必要がある。	貨物等の流出防止対策の推進	○臨海部のふ頭用地が浸水し、貨物が泊地・航路等の水域施設や背後地へ流出することで緊急物資輸送や港湾活動の復旧の妨げとなる危険性があることから、必要に応じて貨物流出防止対策を推進する。
395	5-5-12	啓開体制の整備	○途絶した道路交通ネットワークの早期復旧に向けて、国・県・事業者との連携強化や道路啓開体制の整備を図る必要がある。	啓開体制の整備	○途絶した道路交通ネットワークの復旧に向け、国・県・事業者との連携を強化するとともに、道路啓開計画の検討等を行い、体制の整備を図る。
396	5-5-13	啓開体制の整備	○海上・航空輸送ネットワークを確保するための体制構築・強化を進める必要がある。	啓開体制の整備	○海上・航空輸送ネットワークの確保のための事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開、動静監視等を確保するための体制強化について、関係機関が連携して進める。
397	5-5-14	物流インフラ網の構築	○背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平常時においても物流インフラ網の構築及び維持を図る必要がある。	物流インフラ網の構築	○背後に集積するグローバルなものづくり産業の国際競争力を物流面から支えるため、災害時における輸送モードの確保に加え、平常時においても物流コスト削減やリードタイムの縮減に資するターミナル整備を、名古屋港において着実に推進し、物流インフラ網の構築及び維持を図る。
398	5-5-15	海上輸送拠点の耐震化等の促進	○民間事業者が所有する施設の耐震化等を促進する必要がある。	海上輸送拠点の耐震化等の促進	○港湾内に民間事業者が保有する護岸や岸壁等の耐震改修を促進する。
399	5-5-16	道路ネットワークの強化	○被災地の復旧支援に資する道路ネットワークにおいて、機能強化を図る必要がある。	道路ネットワークの強化	○広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に復旧要員や資機材を送り込むため、基幹となるネットワークに対し、経済や生活を安定的に支える機能強化や重点支援・投資を行うとともに、主要な拠点へのアクセスや災害時のネットワークの代替機能強化を進める。
400	5-5-17	陸・海・空の輸送ルート確保の強化	○輸送ルートの確保や都市間の輸送ルートの代替性確保のため、道路整備・機能強化を行うとともに、代替路線の確保を検討するほか、関係機関との連携体制の整備を進める必要がある。	陸・海・空の輸送ルート確保の強化	○輸送ルートの確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、幹線道路ネットワーク整備のほか、緊急輸送道路等の地震・防災対策や老朽化対策、無電柱化、放置車両対策、交通施設等の耐震化等を着実に進める。また、道路ネットワークの相互利用による早期の広域支援ルートの確保や道路網及び鉄道網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。さらに、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、迂回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。
401	5-5-18	陸・海・空の輸送ルート確保の強化	○様々な関係機関と連携し、道路・航路の啓開体制を整備する必要がある。	陸・海・空の輸送ルート確保の強化	○国・県・事業者との連携を強化するとともに、道路啓開計画・航路啓開計画の策定・見直しを行い、体制の整備を図る。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
402	5-5-19	道路における冠水対策の推進	○冠水時の通行止めによる地域の道路ネットワークの分断を防ぐため、冠水対策を推進する必要がある。	道路における冠水対策の推進	○冠水時の通行止めにより、地域の道路ネットワークが分断されてしまうことがないよう、道路冠水想定箇所マップ等による冠水危険箇所の周知を図るとともに、下流の排水能力に応じて冠水頻発箇所の排水ポンプ増強を検討するなど、道路ネットワークの耐災害性の強化を図る。
403	5-5-20	放置車両対策の推進	○災害時に、道路上の放置車両等や立ち往生車両等によって災害応急対策に支障が生じることが懸念されるため、放置車両対策の検討を進める必要がある。	放置車両対策の推進	○災害時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両等の移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する。
404	5-5-21	道路啓開体制の整備	○途絶した道路交通ネットワークの早期復旧に向けて、国・県・事業者との連携強化や道路啓開体制の整備を図る必要がある。	道路啓開体制の整備	○地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から建設業従事者を育成するとともに、資機材の拠点が各地にある状態の保持に努める。
405	5-5-22	基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討	○基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取り組みを推進する必要がある。	基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討	○基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取り組みを推進する。
406	5-5-23	地域モビリティの確保	○発災後においても移動手段を確保するため、公共交通関係者等と協体制を構築する必要がある。	地域モビリティの確保	○災害発生後の市民生活の安全・質等を確保するため、災害時における公共交通関係者等との連携・協体制（協定締結含む）の検討を進める。
407	5-5-24	関係機関との連携強化	○沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避するため、関係機関が連携した取り組みを強化する必要がある。	関係機関との連携強化	○沿線・沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取り組みを強化する。
408	5-5-25	関係機関との連携強化	○救助・救急活動等が円滑に実施されるように、行政機能の低下を回避する取り組みを進める必要がある。	関係機関との連携強化	○救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取り組みを進める。
409	5-5-26	住宅・建築物の耐震化等の促進	○沿線・沿道の建築物倒壊による通行の妨げを防止するため、通行障害建築物の耐震化を促進する必要がある。	住宅・建築物の耐震化等の促進	○通行障害建築物の耐震化及び住宅の除却に対する補助等の対策を推進する。
410	5-5-27	ブロック塀等の耐震化	○基準に適合しておらず、地震時に倒壊の危険性のあるブロック塀の改善を促進する必要がある。	住宅・建築物の耐震化等の促進	○基準に適合していないブロック塀は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす危険性があるため、通学路沿いのブロック塀の危険性の周知を図るとともに、補助事業の利用による改修を促進する。
411	5-5-28	沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取り組み	○基準に適合していないブロック塀は、地震時に倒壊する可能性が高く、下敷きになり死傷する危険や、避難・救援活動に支障をきたす危険性があるため、改修を促進する必要がある。	沿道に起因する事故・災害の防止に向けた取り組み	○沿道（道路区域外）に起因する事故・災害を防止するため、道路管理者が沿道区域の土地等の管理者による適切な管理を促す。
412	5-5-29	道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策	○沿線・沿道の建築物倒壊による通行の妨げを防止するため、通行障害建築物の耐震化を促進する必要がある。	道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策	○通行障害建築物の耐震化及び住宅の除却に対する補助等の対策を推進する。
413	5-5-30	道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策	○災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態の分散化を図る必要がある。	道路の閉塞、鉄道の閉塞等への対策	○災害リスクの高い場所に交通網や目的地が集中している状態は、万一、そこで閉塞又は陥没が発生すると全体の麻痺につながるおそれがあるため、幹線道路等の適切な整備を図り、分散化させる。
414	5-5-31	危険な空き家の除却等への支援	○管理不全となっている空き家等は、地震時に倒壊する可能性が高いため、所有者等による適正な管理を促進する必要がある。	危険な空き家の除却等への支援	○管理不全となっている空き家等について、所有者等による適正な管理が行われるよう空き家等の対策の推進を図る。
415	5-5-32	災害情報の収集体制の強化	○被害状況の早期把握や復旧計画の速やかな立案等を行うため、災害情報の収集体制の強化を図る必要がある。	災害情報の収集体制の強化	○各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る。
416	5-5-33	災害情報の収集体制の強化	○途絶した道路交通ネットワークの復旧に際しては、災害対策用ドローン（小型無人機）等を活用し、災害情報の収集体制の強化を図る必要がある。	災害情報の収集体制の強化	○途絶した道路交通ネットワークの復旧に際しては、災害対策用ドローン（小型無人機）等を活用し、災害情報の収集体制の強化を図る。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
417	5-5-34	交通渋滞の回避	○災害時においても円滑な交通が確保されるよう、災害時に信号機の停止を防止する対策を講じるとともに、道路整備・機能強化を行うほか、情報伝達体制を整備する必要がある。	交通渋滞の回避	○信号機電源付加装置等の整備を推進し、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞を回避するとともに、迅速な道路交通情報の把握と、停電時においても安全な交通確保に寄与する環状交差点等の整備検討を進める。
418	5-5-35	地下構造物の耐震化等の推進	○地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなる状態を防ぐ必要がある。	地下構造物の耐震化等の推進	○地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、路面下空洞調査、地下構造物の耐震化や、地下構造物周辺に空洞を作る原因となる漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める。
<p>6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</p>					
<p>6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態</p>					
419	6-1-1	地方行政機関等の機能維持	○災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、耐震性の強化及び電力の確保を進める必要がある。	地方行政機関等の機能維持	○災害時に、復旧・復興を先導する行政職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、耐震性の強化及び電力の確保を進める。
420	6-1-2	事前復旧・復興計画等の策定	○事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を進める必要がある。	事前復旧・復興計画等の策定	○事前復旧・復興計画等を策定し、施設整備や訓練等を行いながら復旧・復興体制の強化を図る。
421	6-1-3	震災復興都市計画模擬訓練の実施	○震災復興都市計画の作成について、県が毎年開催する模擬訓練への参加を継続する。また、市においても、事前復興まちづくり模擬訓練を実施し、被災時に迅速に復興できる体制を整える必要がある。	震災復興都市計画模擬訓練の実施	○震災復興都市計画の作成について、県が毎年開催する模擬訓練への参加を継続する。また、市においても、事前復興まちづくり模擬訓練を実施し、被災時に迅速に復興できる体制を整える。
<p>6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態</p>					
422	6-2-1	復旧・復興を担う人材等の育成等	○復旧・復興を担う人材等の定住を促進する必要がある。	復旧・復興を担う人材等の育成等	○復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する取り組みを推進する。
423	6-2-2	復旧・復興を担う人材等の育成等	○復興事業を担う建設業においても、人材を育成する必要がある。	復旧・復興を担う人材等の育成等	○次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万の際、行政と一体となり、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える。
424	6-2-3	復旧・復興を担う人材等の育成等	○地域の自主防災活動に積極的に取り組む人材を育成する必要がある。	復旧・復興を担う人材等の育成等	○災害時等において、地域の自主防災活動に積極的に取り組む防災リーダーを育成する。
425	6-2-4	復旧・復興を担う人材等の育成等	○復旧・復興期に主に高齢者に見られる孤立感等の生活支援を行う体制づくりに取り組む必要がある。	復旧・復興を担う人材等の育成等	○復旧・復興期に主に高齢者に見られる孤立感等の生活支援を行う復旧・復興ボランティアセンター(災害ボランティアセンター)の生活相談機能を提供できる体制づくりに取り組む。
426	6-2-5	防災ボランティアコーディネーターの育成	○被災者ニーズとボランティアとの調整役となる人材を養成する必要がある。	防災ボランティアコーディネーターの育成	○災害時に、被災者ニーズとボランティアとの調整役となる防災ボランティアコーディネーターの養成を継続する。また、コーディネーター自身が被災する可能性もあるため、多くの受講者の確保と、コーディネーターのさらなるレベルアップを図る。
427	6-2-6	防災ボランティアコーディネーターの育成	○ボランティアセンターの運営主体である社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入体制の整備を図る必要がある。	防災ボランティアコーディネーターの育成	○災害時にボランティアセンターの運営主体となる社会福祉協議会と連携し、連絡体制、情報提供体制の整備を行うとともに、スムーズな運営ができるよう多くのコーディネーターの参加による実践的な訓練を行い、ボランティアの受入体制の整備を行う。
428	6-2-7	応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成等	○応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行う必要がある。	応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成等	○県等と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める。
429	6-2-8	円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保	○遺体の処置を円滑に行うための体制を整備する必要がある。	円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保	○遺体の処置を円滑に行うため、火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
430	6-2-9	医療機関の耐災害性の向上	○被災地における安定した医療サービスの提供を図るため、医療機関の耐災害性を高める必要がある。	医療機関の耐災害性の向上	○被災地の医療の喪失が、住民の暮らしの安心と、医療関係従事者の職場の喪失、ひいては住民の流出につながることを防ぐため、医療機関の耐災害性を高める。
431	6-2-10	復旧・復興体制の強化	○広域にわたる被害に対応するため、他自治体、民間事業者等と協力体制を構築する必要がある。	防災体制の整備	○市単独では対応できないことが想定されるため、他自治体、民間事業者等との協力体制を構築する。
432	6-2-11	要配慮者支援体制の整備	○介護認定者、認知症高齢者、障がい者等の要配慮者の家族等が、広域的に支援要請を行うことができる体制を整える必要がある。	要配慮者支援体制の整備	○要配慮者等の家族が復旧・復興作業に従事できるよう、必要な介護等の提供体制を確保し、被災状況により、広域的に支援要請を行うことができる体制を整える。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

433	6-3-1	災害廃棄物仮置場の整備	○被災後において、災害廃棄物の仮置場の早期運用を図る必要がある。	災害廃棄物仮置場の整備	○被災時に災害廃棄物仮置場の早期運用開始を図れるよう、仮置場候補地の運用計画を策定する。
434	6-3-2	災害廃棄物処理計画の策定等	○東海市災害廃棄物処理計画の実効性の向上を図るため、災害廃棄物の処理体制の充実化を図る必要がある。	災害廃棄物処理計画の策定等	○東海市災害廃棄物処理計画の実効性の向上を図るため、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。
435	6-3-3	災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理の促進	○PCBや石綿等、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止する必要がある。	災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理の促進	○PCBや石綿等、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、適正な処理について事業者への指導と周知を図る。
436	6-3-4	災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理の促進	○廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスを適切に回収するため、回収・処理計画の策定を促進する必要がある。	災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理の促進	○廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、回収・処理計画の策定を促進する。
437	6-3-5	災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理の促進	○災害時の有害廃棄物対策の検討を促進する必要がある。	災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理の促進	○災害時の有害廃棄物対策の検討を促進する。
438	6-3-6	漂着ごみの適正処理の促進	○台風や洪水等の大規模自然災害により発生することが懸念される漂着ごみについて、処理の迅速化を図る必要がある。	漂着ごみの適正処理の促進	○台風や洪水等の大規模自然災害により発生することが懸念される漂着ごみについて、関係機関が連携してその処理の迅速化を進める。
439	6-3-7	防災体制の整備	○広域にわたる被害に対応するため、他自治体、民間事業者等と協力体制を構築する必要がある。	防災体制の整備	○市単独では対応できないことが想定されるため、他自治体、民間事業者等との協力体制を構築する。
440	6-3-8	災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携強化	○災害廃棄物の撤去を円滑に行うため、災害ボランティアセンターと連携を図る必要がある。	災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携強化	○災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

441	6-4-1	地籍調査の推進等	○地籍調査や測量の作業効率化を図るとともに、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報を重点的に整備する必要がある。	地籍調査の推進等	○市街地等の地籍調査を推進するとともに、GNSS測量等の最新の測量技術を導入して作業の効率化を図りつつ、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報を重点的に整備する。
442	6-4-2	建設業の担い手確保	○建設業においては将来的に担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を行う必要がある。	建設業の担い手確保	○復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては将来的に担い手不足が懸念されることであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を行う。
443	6-4-3	所有者不明土地への対応	○所有者の全部又は一部が不明な土地は、各種復興事業の妨げになる可能性があるため、用地確保の円滑化を図る必要がある。	所有者不明土地への対応	○所有者の全部又は一部が不明な土地について、各種復興事業の妨げになる可能性があるため、「所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法（平成30年法律第49号）」に規程する、一定条件の下で収用手続きを合理化する特例制度や、公共的事業のために一定期間の利用権を設定できる制度、所有者の探索を合理化する仕組みの周知及び利用の促進を図り、復旧・復興のための用地確保の円滑化に資するようにする。

全体番号	整理番号 (R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
444	6-4-4	復興体制や手順の検討	○被災後に早期かつ確実に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順について検討する必要がある。	復興体制や手順の検討	○被災後に早期かつ確実に復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、模擬訓練を実施し、事前復興まちづくりの取り組み等を促進する。
445	6-4-5	復興体制や手順の検討	○生活環境やコミュニティの維持等の観点を踏まえて、被災後における住宅の応急修理や供給方針について検討する必要がある。	復興体制や手順の検討	○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者等の要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。
446	6-4-6	復興体制や手順の検討	○被災後における被災者の生活再建を支援するため、被災者の住家に対する交付体制の確立を図る必要がある。	復興体制や手順の検討	○住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。
447	6-4-7	用地の活用に係る平常時からの調整	○災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となるため、用地に係る調整等を事前に行う必要がある。	用地の活用に係る平常時からの調整	○災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行う。
448	6-4-8	被災者生活再建支援体制の強化	○被災者生活再建支援システムの導入によって、住民基本台帳をベースとした被災者台帳の作成や、家屋調査結果に基づく罹災証明書や被災者生活再編支援金等のオンライン申請を可能にする必要がある。	被災者生活再建支援体制の強化	○被災者生活再建支援システムの導入によって、住民基本台帳をベースとした被災者台帳の作成や、家屋調査結果に基づく罹災証明書や被災者生活再編支援金等のオンライン申請を可能にする。
6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失					
449	6-5-1	文化財の被害の最小化	○建造物（石垣等を含む）の文化財については、耐震化等を促進し、耐災害性を高める必要がある。	文化財の被害の最小化	○建造物（石垣等を含む）の文化財について、耐震化、防災設備の整備等を促進する。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。
450	6-5-2	文化財の被害の最小化	○絵画等の文化財については、被害を最小限に留めるため、所有者と調整を図る必要がある。	文化財の被害の最小化	○絵画等の文化財については、保存方法等を把握するとともに、被害を最小限に留める方法を所有者と協議し、対応の推進を図る。
451	6-5-3	文化財の被害の最小化	○定期的に文化財防火訓練を実施し、火災時の対応確認や地域住民の連携・共助の体制づくりを進める必要がある。	文化財の被害の最小化	○定期的に文化財防火訓練を実施し、火災時の対応確認や地域住民の連携・共助の体制づくりを進める。
452	6-5-4	地域コミュニティの活性化	○町内会・自治会等の地域コミュニティによって主体的に災害時の対応が展開される体制を構築する必要がある。	地域コミュニティの活性化	○地域住民の安心・安全を確保するため、災害時の対応等について、コミュニティが主体的に展開できるよう、平時から町内会・自治会等の各種団体との連携・協力によって地域での共同活動を活性化する。
453	6-5-5	博物館の展示物・収蔵物の被害の最小化	○展示物・収蔵物については、被害を最小限に留めるため、展示方法・収蔵方法等について検討するとともに、文化財の保護対策を進める必要がある。	博物館の展示物・収蔵物の被害の最小化	○平洲記念館及び郷土資料館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像に記録するなど、文化財の保護対策を進める。
454	6-5-6	博物館の展示物・収蔵物の被害の最小化	○文化財が被害に遭った場合に速やかに対応できるように、事前の備えが必要である。	博物館の展示物・収蔵物の被害の最小化	○文化財の被害に備え、それを修復できる専門業者等の情報収集を行い、被災時等に速やかに対応できるように備える。
455	6-5-7	町内会・自治会の集会所等の一時避難所指定	○有事の際に身近な場所において地域住民の安心・安全を確保するため、集会所等のコミュニティ施設に一時避難所としての機能を付加する必要がある。	町内会・自治会の集会所等の一時避難所指定	○地域活動をはじめ自主防災活動の拠点となる町内会・自治会の集会所について、地域の状況に応じて施設整備の際に、一時避難所としてももらえるよう補助金等の支援を行い、地域における災害対応能力の向上を図る。
6-6 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響					
456	6-6-1	風評被害を防止する確かな情報発信のための体制強化	○風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。	風評被害を防止する確かな情報発信のための体制強化	○風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。

全体番号	整理番号(R6)	小項目	脆弱性評価	小項目	推進方針
457	6-6-2	災害からの復旧復興施策等の推進	○「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」の運用や災害復旧を効率的かつ効果的に行うための全体的な復旧の実施体制を整備する必要がある。また、事前の復興準備を整えておく必要がある。	災害からの復旧復興施策等の推進	○平常時から、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」の実際の運用や災害復旧を効率的かつ効果的に行うための全体的な復旧に係る取り組み・手順等を国及び県と共有し、災害からの復旧・復興施策や災害時の被災者支援の取り組みを行う対応力向上を図る。また、復興に向けての基本理念と主要施策をまとめた復興ビジョンを平常時から検討するなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える。
458	6-6-3	災害からの復旧復興施策等の推進	○早期の復旧・復興を実現するため、万一の際の雇用喪失や人口流出を抑制する必要がある。	災害からの復旧復興施策等の推進	○万一の際の雇用喪失や人口流出を抑制するため、日頃から地方創生につながる取り組みを推進する。
459	6-6-4	金融機関の機能確保	○災害時において、金融決済機能の継続性を確保する必要がある。	金融機関におけるBCP策定の促進	○災害時における、金融決済機能の継続性の確保のため、BCPが未策定となっている金融機関に対して策定を促す。
460	6-6-5	災害に強い民間物流施設の整備促進	○地震・津波による産業施設への影響評価の手法の確立を進める必要がある。また、災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備を促進するとともに、荷主と物流事業者の連携を図る必要がある。	災害に強い民間物流施設の整備促進	○地震・津波による産業施設への影響評価の手法の確立を進める。また、災害時にサプライチェーンが致命的な被害を受けないよう、災害に強い民間物流施設の整備促進、製造業、物流事業者のBCPの策定、とりわけ、進捗が遅れている中小企業について重点的に進めるとともに、荷主と物流事業者が連携したBCPの策定を促進する。
6-7 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ					
461	6-7-1	仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化	○応急仮設住宅の迅速な供与に向けて、建設用地の確保等、住宅建設に向けた体制強化を図る必要がある。	仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化	○応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成する。なお、用地の選定にあたっては、応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。
462	6-7-2	仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化	○住宅の再建が困難な被災者に対して、安定した居住先を提供する必要がある。	仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化	○自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、「公営住宅法（昭和26年法律第193号）」に基づく災害公営住宅を建設することを想定し、建設用地の検討や情報収集を行う。
463	6-7-3	既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保	○被災者に対する居住先の提供に向けて、被災者向け住宅を確保するための体制を整備する必要がある。	既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保	○被災者が早期に住居確保することができるよう、県と連携し、公営住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制の整備を進める。
464	6-7-4	自宅居住による生活再建の促進	○被災後において、迅速な危険度判定を実施するための体制を整備する必要がある。	自宅居住による生活再建の促進	○県等と協力して応急危険度判定士及び被災地危険度判定士の養成を行い、登録者数を増やすとともに、判定実施体制の整備を進める。
465	6-7-5	自宅居住による生活再建の促進	○自宅居住による生活再建を促進するための体制を構築する必要がある。	自宅居住による生活再建の促進	○自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する。